

令和6年度

多 摩 市 の 教 育

多摩市教育委員会

目 次

I	多摩市教育委員会の目標と方針	1
1	多摩市教育委員会の教育目標	1
2	多摩市教育委員会の基本方針	2
II	教育委員会	4
1	教育委員会の構成	4
2	教育委員会の会議	5
3	総合教育会議	5
4	教育委員会表彰制度	5
III	教育委員会事務局の組織及び分掌事務	6
IV	教育委員会の施策	8
1	多摩市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱	8
2	第二次多摩市教育振興プラン	9
◆	第二次多摩市教育振興プランに基づく令和6年度の取り組み	10

1	「確かな学力」を育む教育の推進	10
(1)	学力の定着・伸長を促す学習指導の充実	10
(2)	E S Dの充実・発展	11
(3)	防災教育の充実	12
(4)	英語教育の推進	12
(5)	情報教育の推進	12
(6)	学校図書館の充実	13
(7)	教員の資質・能力の向上	13
(8)	地域の力を生かした学習支援の推進	14
2	「豊かな心」を育む教育の推進	15
(1)	人権教育及び人権尊重の理念の啓発	15
(2)	いじめ未然防止と早期発見・早期対応に向けた取り組みの推進	15
(3)	キャリア教育の推進	17
(4)	道徳教育の推進	17
(5)	社会教育との連携と多様な体験活動の推進	17
(6)	不登校等の児童・生徒への支援	19

3 「健やかな体」を育む教育の推進	21
(1) 健康教育の充実	21
(2) 食育の推進	22
(3) 安全・安心な美味しい学校給食の提供	22
(4) 体力向上に向けた取り組みの推進・充実	23
(5) 持続可能な部活動の環境整備	24
(6) 子どもの体づくりのための家庭教育の啓発	24
(7) 子どもの育成に資する地域活動の支援	25
4 児童・生徒の学びを支える環境づくり	25
(1) コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の導入による地域と ともにある学校運営の推進	25
(2) 学校を支援する人材の発掘と育成	26
(3) 教育委員会からの積極的な情報発信と意見交換の場づくり	27
(4) 教育相談の充実	28
(5) 地域における安全・安心な環境づくり	28
(6) 家庭の状況を踏まえた経済的な支援	28
(7) 児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実	28
(8) ICT活用のための環境整備	30
(9) 学校施設・設備の安全・安心な環境づくり	30
(10) 児童・生徒への適切な学習環境の整備	30
(11) 学校における働き方改革の推進	31
5 「社会教育」と「家庭教育支援」の充実	31
(1) 社会教育の振興	31
(2) 家庭教育や子ども理解に関する学習機会の充実	32
(3) 誰もが学べる学習環境の整備・充実	33
(4) 文化・歴史学習の充実	33
(5) 地域活動の支援	34

V 市立小・中学校 教育目標	35
----------------	----

VI 教育予算	40
1 教育予算の概要	40
2 市一般会計予算の構成	44
3 教育予算の構成	44
4 教育予算の推移	44

データ編（令和5年度実績）

I 事業実績	4 7
1 教育委員会	4 7
（1）教育委員会開催状況	4 7
（2）総合教育会議	5 4
（3）事務点検評価	5 4
（4）教育訪問	5 5
（5）教育委員会表彰	5 5
2 学校教育	5 9
（1）学校情報環境整備事業	5 9
（2）条件付学校希望制（通常の学級）	6 1
（3）区域外就学	6 1
（4）通学路の安全対策	6 1
（5）学校基本調査	6 2
（6）多摩市外国人学校児童・生徒の保護者に対する補助金交付	6 2
（7）小・中学校への転入学及び児童・生徒数・学級数	6 2
（8）学校保健	6 6
（9）独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付	7 5
（10）就学援助制度	7 5
（11）就学奨励制度	7 6
（12）学校災害賠償補償保険	7 7
（13）学校給食	7 7
（14）教育センター	8 2
3 社会教育	8 4
（1）多摩市学びあい育ちあい推進審議会	8 4
（2）家庭教育支援事業	8 7
（3）社会教育団体への支援	8 7
（4）地域学校協働活動	8 8
（5）子ども体験事業	8 9
（6）文化財保護審議会	9 0
（7）文化財保護事業	9 1
（8）埋蔵文化財発掘調査事業	9 3
（9）旧多摩聖蹟記念館管理運営事業	9 4
（10）古民家（旧有山家・旧加藤家・旧富澤家）管理運営事業	9 6

(11) 多摩ふるさと資料館管理運営事業	9 7
(12) 学校開放	9 9
(13) 永山公民館開催事業	1 0 1
(14) 関戸公民館開催事業	1 0 5
(15) 図書館	1 0 9
II 施設使用実績	1 2 4
1 学校開放	1 2 4
2 多摩ふるさと資料館	1 2 5
3 旧多摩聖蹟記念館	1 2 5
4 古民家	1 2 5
5 永山公民館	1 2 6
6 関戸公民館	1 2 6
7 図書館	1 2 7
8 八ヶ岳少年自然の家	1 2 7
刊行物一覧	1 2 8
各種委員	1 3 0

資料編

I 教育委員会施設の概要	1 3 4
1 学校施設	1 3 4
2 旧学校施設	1 3 8
3 学校給食施設	1 3 9
4 旧多摩聖蹟記念館	1 4 0
5 古民家（旧有山家住宅、旧加藤家住宅、旧富澤家住宅）	1 4 1
6 多摩ふるさと資料館	1 4 3
7 クラブハウス	1 4 3
8 校庭夜間照明設備	1 4 4
9 公民館	1 4 5
10 図書館	1 4 6
11 八ヶ岳少年自然の家	1 4 8

II 多摩市の概要	1 4 9
1 位置・面積・地形	1 4 9
2 沿革	1 4 9
3 世帯と人口	1 5 1
III 教育年表	1 5 2
IV その他	1 6 5
1 歴代の教育委員	1 6 5
2 歴代の教育委員長	1 6 6
3 歴代の教育長	1 6 6
4 教育委員会の職員数	1 6 7
5 教育委員会施設マップ	1 6 9

I 多摩市教育委員会の目標と方針

1 多摩市教育委員会の教育目標

(1) 子どもたちの生きる力の育成

多摩市教育委員会は、すべての子どもたちが知性、感性、徳性を高め、心身ともに健やかな市民として成長し、生きる力が育まれることを願い、以下に掲げる教育を推進します。

- 自ら意欲的に学び、考え、表現し、行動する力をもち、個性と創造力豊かな人間を育成します。
- 互いの人格と多様性を尊重し、思いやりと規範意識をもって他者と協働し、地域や国際社会に貢献しようとする社会性豊かな人間を育成します。
- 心身ともに健やかで、健康的な生活習慣を重んじる人間を育成します。

(2) 学校・家庭・地域の連携・協働の拡充

多摩市教育委員会は、教育における学校・家庭・地域の連携と協働を不可欠なものと考えます。

教育は、学校・家庭・地域それぞれが教育の責任を果たし、連携・協働して行われるべきものであるとの認識に立ち、子どもから大人まですべての市民がそれぞれの立場から多様な活動に参加し、互いに「つながる」ことによって総合的な教育力の向上を目指します。

(3) 豊かな地域づくりに向けた学びの支援

多摩市教育委員会は、すべての市民が地域の課題や個々の課題の解決に向け、必要な学びを支えるとともに、豊かな教養を培い、自己実現を図り、心身の健康を保持・増進するための取り組みを支援します。一人ひとりが様々な活動の場へ主体的・積極的に参加し、学び合い育ち合いを通じて支え合うことができる豊かな地域社会を創造するために、以下に示す社会教育の充実及び家庭教育の支援に努めます。

- 学校・家庭・地域と連携・協働した青少年の健全育成及びキャリア教育を支援・充実します。
- 社会教育に係る事業の充実及び施設の機能の向上を図ります。
- 市の歴史を次代に引き継ぎ、地域への誇りや愛着心を醸成するため、文化財・歴史資料の収集・保存・活用を推進します。
- 安心して子育てができるよう、社会教育に関する情報提供や子育てに関する学習機会の場を提供し、家庭教育を支援します。

2 多摩市教育委員会の基本方針

(1) 「豊かな個性」と「創造力」の伸長

情報技術の急速な発展や国際化の進展など、新たな時代潮流が進んでいます。そのような社会環境の変化に対応できるよう、子どもたち一人ひとりの思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成し、主体的・創造的に生き抜いていく実践力が必要です。

このため、基礎的な学力の向上を土台として、自ら考え行動する態度を育成することが大切です。子どもたちの個性を尊重した教育を充実させ、創造力と想像力を伸ばすとともに、国際社会に生きる地球市民としてのコミュニケーション能力や行動力及び社会性を養うことを目的とした特色ある学校づくりを奨励します。

(2) 「人権尊重の精神」と「社会貢献の意欲」の育成

人権尊重の理念を正しく理解し、認識を深めるとともに、他者を認め、思いやる心を持ち、社会生活の基本的ルールを身に付け、地域や国際社会に貢献しようとする意欲を高められるようになることは、すべての市民にとって大切です。

このため、特に市民の一員である子どもたちに対する人権教育及び心の教育の充実を図り、権利と義務、自由と責任についての認識を深めることが重要です。

互いの違いを認め合い、尊重し合える環境を守り、個性や主体性を尊重しつつ、公共心を持ち、真に自立した個人を育て、誰もがいきいきと活躍できる共生社会の形成に資する教育を推進します。

(3) 「健やかな体」の育成と「健康教育」の推進

子どもたちの心身の調和のとれた発育・発達を図り、健やかな体をつくることは、「知」「徳」「体」のバランスの取れた人間を育成する上での基盤となります。

このため、一人ひとりが望ましい生活習慣を身に付けるとともに主体的に運動に取り組み、健康や体力を保持増進していくための基礎的な能力や態度を養い、健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します。

(4) 「ESD」の充実と発展

持続可能な社会の構築を目指し、身近にある環境や社会的な課題について多面的に考え、解決を図っていくことができる人材や、地域の文化を理解し、未来に継承発展させていくことができる人材を育成していくことが必要です。

このため、多摩市の豊かな自然環境を生かした体験活動の機会を提供するとともに、防災教育や環境教育、国際理解教育、食育、キャリア教育等を通して持続可能な社会づくりに必要とされる能力と態度を地域とともに育み、持続可能な社会の創り手を育成します。

また、ESD*¹の充実・発展に向けては、持続可能な開発目標（SDGs*²）との関連を図

って取り組んでいきます。

(5) 地域とともに子どもたちを育む取り組みの推進

多摩市の特色を踏まえた教育行政を力強く展開し、学校と地域の人々が目標を共有し、一体となって子どもたちを育てていくため、学校・家庭・地域との連携・協働の仕組みづくりを進める必要があります。

このため、校長のリーダーシップのもと、社会に開かれた教育課程*³を実践するとともに、市民との協働により地域とともにある学校として、充実した学校運営体制を確立し、教職員が専門性を発揮し、市民や保護者に信頼される魅力ある学校づくりを支援します。

(6) 「社会教育」と「家庭教育」の充実

人口減少や少子高齢化、家族形態の多様化が進む中で、子どもたちの健やかな成長を社会全体で支えるとともに、豊かな地域としていくためには、市民一人ひとりが学習と実践を通じてつながり、地域課題を共有し、解決を図り、活力あるより良い地域社会を築いていくことが必要です。

このため、公民館、図書館などによる学びや交流の機会を充実し、多様な活動を通して自己実現と社会参画を図れるよう支援します。

また、文化財の保護、継承、活用を通じ、地域への誇りや愛着心が醸成されるよう、社会教育活動や生涯学習活動を支援します。

さらに、家庭、地域の教育力の向上を目指して、子ども理解につながる研修等を充実させるとともに、学校や地域との連携を図れるよう支援します。

この他、子育て中の親が地域から孤立せずに、地域との一体感の中で自分の成長を実感し、子育てを楽しみ、自信を持てるよう、教育センターや発達支援室、地域子育て支援拠点、子育て総合センター及び健康センターなど、関係する相談機関の連携を推進し、家庭における教育力の向上を支援します。

*¹ **E S D** : Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」を示す用語。持続可能な社会の担い手を育むため、地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて自分で考え行動する力を身に付ける教育のこと。

*² **SDG s** : Sustainable Development Goals の略で「持続可能な開発目標」を示す用語。国連加盟国193カ国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲット、これらの目標達成に向けた進捗状況を図るインジケーターで構成されるもの。

*³ **教育課程** : 学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子どもの心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画のこと。

II 教育委員会

1 教育委員会の構成

多摩市教育委員会は、教育行政を処理するために「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき設置された合議制の執行機関です。教育委員会は、公立の小・中学校の教育機関を管理し、学校の組織編制・教育課程・教材・教職員などに関する事務を取り扱うとともに、社会教育・学術などに関する事務を管理し、執行しています。

多摩市の教育委員会は、市長が市議会の同意を得て任命した教育長及び4人の委員で構成されています。教育長の任期は3年、委員の任期は4年で、教育長は委員会の会議を主宰し委員会を代表します。

〈教育委員会の構成〉



教育長
千葉 正法



教育長職務代理者
岩佐 玲子



委員
原島 久男



委員
比田井 秀美



委員
小林 昭一

職名	氏名	住所	任期
教育長	千葉 正法	町田市広袴2丁目	自 令和 3. 10. 1 至 令和 6. 9. 30
教育長職務代理者	岩佐 玲子	多摩市鶴牧5丁目	自 令和 5. 7. 1 至 令和 9. 6. 30
委員	原島 久男	世田谷区千歳台3丁目	自 令和 6. 7. 1 至 令和10. 6. 30
委員	比田井 秀美	多摩市連光寺1丁目	自 令和 3. 7. 1 至 令和 7. 6. 30
委員	小林 昭一	多摩市関戸2丁目	自 令和 4. 4. 1 至 令和 8. 3. 31

【令和6年8月1日現在】

2 教育委員会の会議

教育委員会の会議は、原則毎月2回開催するほか、必要に応じて臨時会を開催しています。また、これらの会議とは別に、教育行政の管理運営に関する一般の方針、諸事項等を協議するために協議会を開催しています。

3 総合教育会議

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の平成27年4月の改正により、各地方公共団体において、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の策定や、教育、学術及び文化の振興を図るための重点施策等について、首長及び教育委員会が協議及び調整する会議として、総合教育会議を首長が設けることとされました。

多摩市では、年2回の定例会議及び必要に応じた臨時会議を行っています。

4 教育委員会表彰制度

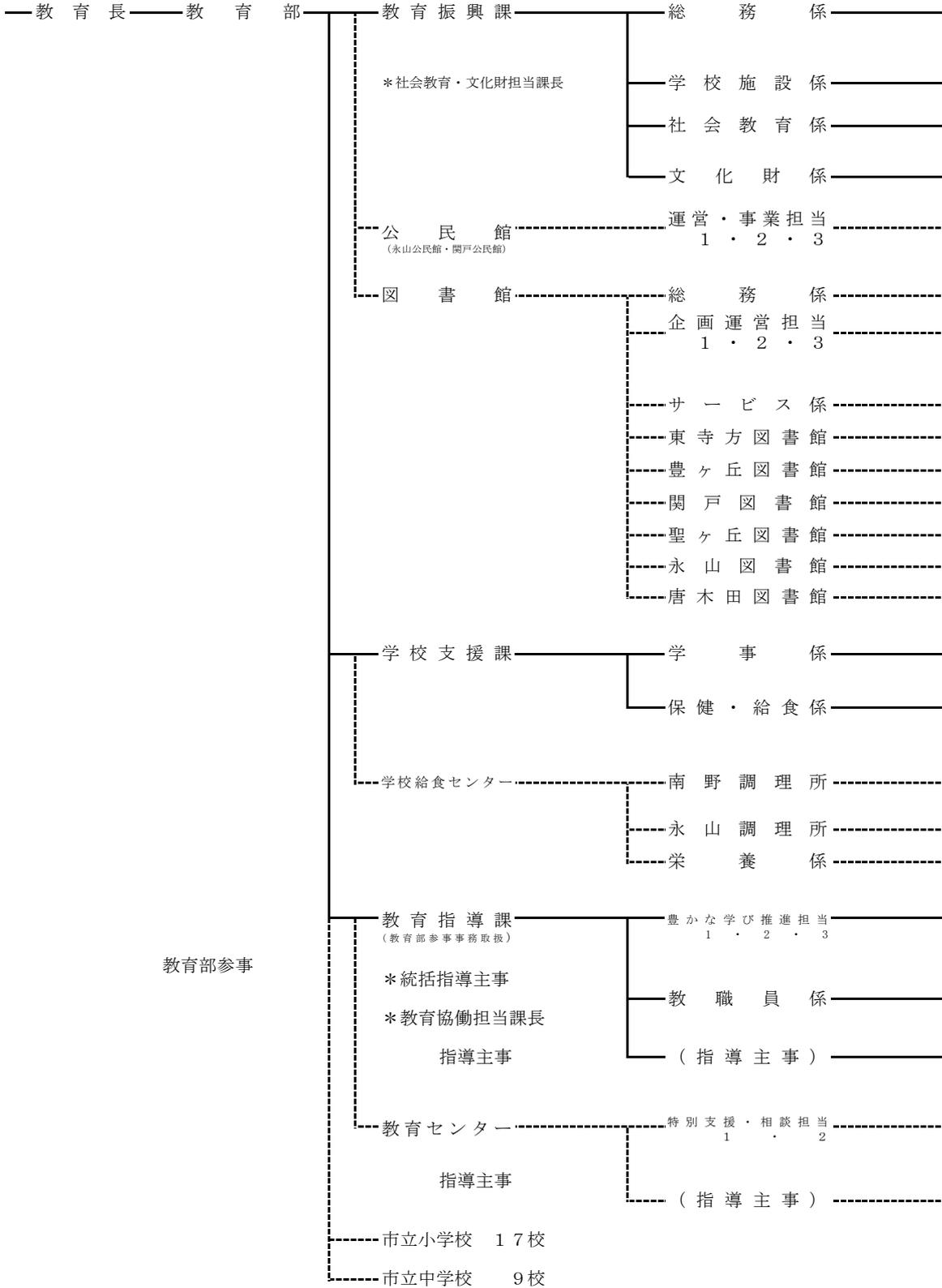
多摩市の教育、学術、技術、芸能等の振興発展に寄与し、その功績が顕著な方及び団体に対し、その功に報いるとともに、本市の教育の一層の発展に資するために表彰を行っています。

教育委員会の会議の様子



III 教育委員会事務局の組織及び分掌事務

教育委員会



教育委員会の秘書、教育委員会会議の運営、教育長及び教育委員の公務補助、教育振興基本計画の進行管理、教育行政の課題調整、教育委員会広報、規則等の制定改廃、請願・陳情、教育委員会の表彰、行政不服審査・訴訟・和解、公示・公達、事務局・教育関係職員の人事・社会保険、学校防災、避難所の設営・運営、学校賠償補償保険、教育予算の調整、決算の総括、学校予算の編成・配付・執行、学校物品の管理、教育費の調査

学校施設の整備計画、補助金、学校施設の調査・統計・維持・修繕・管理、施設台帳の整備

家庭教育支援、生涯学習の調整、学びあい育ちあい推進審議会、学校教育及び社会教育の連携、公民館及び図書館の連絡調整、八ヶ岳少年自然の家、学校開放、クラブハウス

文化財の保護・保存・活用、文化財保護審議会、文化財施設の整備・管理運営、文化財の補助金、文化財資料等の調査・整理・活用

公民館の総合調整、施設・設備の維持管理、施設・備品の市民利用、公民館事業・調査研究、家庭教育事業、社会教育事業、広報活動・情報提供、各種団体・機関との連絡

図書館の庶務、施設・設備の維持管理、図書館協議会、予算・決算及び経理、中央図書館の整備

図書館事業の企画調整、調査研究、図書・記録その他必要な資料の収集及び利用、図書館の広報活動、図書館活動関係団体との協働、利用統計、分室の運営、地域資料に係る他の機関との連絡調整、歴史公文書等の保存整理に関する調査研究、子どもの読書活動推進計画、学校図書館の支援

読書・図書館利用の普及促進、読書相談、読書案内、市民の図書館活動に対する援助、障がい者読書サービス

読書・図書館利用の普及促進、読書相談、読書案内、市民の図書館活動に対する援助

読書・図書館利用の普及促進、読書相談、読書案内、市民の図書館活動に対する援助

読書・図書館利用の普及促進、読書相談、読書案内、市民の図書館活動に対する援助

読書・図書館利用の普及促進、読書相談、読書案内、市民の図書館活動に対する援助

読書・図書館利用の普及促進、読書相談、読書案内、市民の図書館活動に対する援助

読書・図書館利用の普及促進、読書相談、読書案内、市民の図書館活動に対する援助

学級編制、学齢簿の編製・整備・保管、就学事務、通学区域の設定・改廃、通学路の安全対策、条件付学校希望制、外国人学校児童・生徒の保護者に対する補助金、学校基本調査、学校の設置・廃止

児童・生徒・教職員の保健管理、学校の環境衛生、就学時健康診断、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、学校保健会、災害共済給付、就学援助・就学奨励、学校給食費の納入、食材料の支払い、学校給食センターとの連絡調整

学校給食の予算編成・決算、学校給食センター運営委員会、学校給食主任会、学校給食費、施設・設備の維持管理、献立作成・調理・配送、食材料の契約・発注・検収

学校給食主任会、施設・設備の維持管理、献立作成・調理・配送、食材料の発注・検収

学校給食の栄養指導、栄養士部会、献立検討市民懇談会、学校保健会

教育課程、教科用図書採択・教材の取扱い、学校行事補助金、教職員研修・研究奨励、安全教育・視聴覚教育・特別支援教育、学校事故、教育センターの連絡調整、ICT学校情報化、教育委員会の情報政策、コミュニティ・スクール、地域学校協働活動、不登校特例校の新設

教職員の定数・任免・給与・服務・その他人事、福利厚生、教職員団体、教職員に係る調査・統計

学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導

教育相談、電話教育相談、スクールソーシャルワーカーによる相談、就学相談、就学支援委員会、転学相談、巡回相談、通級入級相談、特別支援学級の就学事務、特別支援教室利用開始・終了事務、適応教室(ゆうかり教室)、適応指導(日本語指導)、VLP事業、教育情報・資料の活用、教育センター運営委員会、発達支援室との連携

特別支援教育、教育センターにおける相談、学校支援に関すること

IV 教育委員会の施策

1 多摩市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、地方公共団体の長は、総合教育会議における教育委員会との協議を経て、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。

多摩市においては、令和5年度第2回多摩市総合教育会議（令和5年11月24日実施）における市長と教育委員会の協議を経て、次のとおり定められました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に規定する大綱として、次のとおり定める。

令和5年11月24日

多摩市長 阿部裕行

多摩市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

第六次多摩市総合計画に定められた以下の施策をもって、多摩市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に代える。

- 政策A 施策5 「児童・生徒の学びを支える環境づくり」
- 政策A 施策6 「確かな学力を育む教育の推進」
- 政策A 施策7 「豊かな心を育む教育の推進」
- 政策A 施策8 「健やかな体を育む教育の推進」
- 政策C 施策2 「交流による多文化共生社会の醸成」
- 政策C 施策4 「学びや学びあいからはじまる地域づくりの推進」
- 政策C 施策5 「「社会教育」と「家庭教育支援」の充実」
- 政策C 施策6 「スポーツを通じてつながり、笑顔になれるまちづくり」
- 政策C 施策7 「文化芸術が身近にあるまちづくりの推進」

（理由）

- 「第六次多摩市総合計画」は、総合計画審議会を含む様々な市民参画や市議会での議論を経て策定したものであること
- 「第六次多摩市総合計画」は、刻一刻と変化する社会情勢に対応していくため、教育基本法第17条第2項に基づき多摩市教育委員会において策定された「第二次多摩市教育振興プラン」をはじめとする既存の個別計画との結びつきを意識するとともに、今後の個別計画の策定又は改定に際しての整合性を図ることに留意し、施策の目指す姿や主な施策の方向性を示すに留めていること

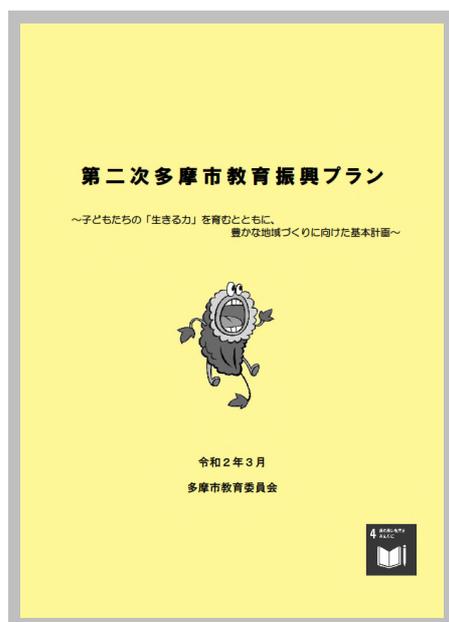
2 第二次多摩市教育振興プラン

多摩市教育委員会では、「教育基本法」第17条に基づく教育の振興に関する基本計画として「多摩市教育振興プラン」を策定し、この計画に基づき、各年度に実施する事業・取り組みを策定し、その結果を評価することにより、教育施策を推進してきました。

平成27年3月に策定した「多摩市教育振興プラン(改訂版)ー子どもたちの「生きる力」を育む基本計画ー」の5年間の計画期間が満了することから、令和2年3月に令和12年以降の社会の変化を見据えた教育行政を推進するための10年間の教育目標・基本方針、今後5年間に取り組むべき施策を定めた「第二次多摩市教育振興プランー子どもたちの「生きる力」を育むとともに、豊かな地域づくりに向けた基本計画ー」を策定しました。「第二次多摩市教育振興プラン」はこれまで推進してきた施策の成果やその間に生じた教育をめぐる状況変化、社会状況、本市で進めている健幸まちづくりを踏まえて、多摩市教育委員会が教育の振興に取り組むにあたっての理念と方針、その実現に向けて総合的かつ計画的に実行するための具体的指針などをまとめています。

教育委員会は、これからを担う子どもたちに必要とされる「生きる力」を育むため、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育成するための教育施策を推進します。

また、すべての市民の学びを支えるために、学校教育と社会教育の充実及び連携を進め、子どもたちの生きる力を育み、持続可能な社会の創り手となる資質を身に付けられるようにするとともに、大人が学び続けることにより豊かな地域づくりの実現につながるよう、教育環境や教育条件を改善し、教育の振興を進めます。



◆ 第二次多摩市教育振興プランに基づく令和6年度の取り組み（令和6年3月決定）

1 「確かな学力」を育む教育の推進

(1) 学力の定着・伸長を促す学習指導の充実

多摩市のすべての児童・生徒に確かな学力を確実に定着させ、一人ひとりの伸長を促す学習活動の推進を図ります。

「全国学力・学習状況調査」や「東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査」などを分析し、各校で授業改善を推進し、児童・生徒に分かりやすい工夫された授業を目指します。

また、これからの時代に求められる資質・能力を身につけていくために、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善に取り組みます。

確かな学力の定着及び伸長を目指し、日々の授業において「ねらいの明確化」と「振り返りの確実な実施」を継続します。また、学級経営の安定と家庭学習の充実に向けた理解・啓発、並びに、学習習慣の確立に向けた学校と家庭の連携推進に取り組みます。

多様な子どもたちの将来の自立と社会参画・社会貢献に向け、きめ細かな指導・支援のあり方について検討を進めます。

ア 授業改善推進プランに基づく授業の実施

○ 学習指導要領に示された「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」や「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく「授業改善推進プラン」の作成・実施に向け、指導主事による学校訪問を通じた指導・助言を実施します。また、校長会等の機会を活用し、一人1台端末等のICT機器の効果的な活用や、学習の見通しと振り返りの工夫など、授業改善の優れた取り組みについて市内全校で共有し、各校の授業改善を推進します。年度当初に検証の重点項目を示し、各校の授業改善の状況をつぶさに捉え、教員一人ひとりの授業力の向上を図っていきます。【教育指導課】

○ 一人1台タブレット端末環境を活用し、アプリ版「東京ベーシック・ドリル」等を活用した補充的な学習や、「地域未来塾」における放課後等の補習教室などを通して、国語・算数（数学）・英語等の基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図ります。【教育指導課】

○ 児童・生徒が学習について分かった点やよく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができるよう、授業の終末に1単位時間のねらいに対する振り返りの俯瞰を確保するなどして授業改善に取り組みます。【教育指導課】

イ 学校と家庭の連携の推進

○ 家庭学習の充実に向けた理解・啓発、並びに、学習習慣の確立に向け、定例校長会等を通して、学校へ指導・助言を継続して行うとともに、「授業改善推進プラン」にも家庭学習の取り組みを明記し、一人1台タブレット端末を有効的に活用するなど、学校と家庭の連携の下、児童・生徒の学習支援の充実に取り組みます。【教育指導課】

ウ きめ細かな指導・支援の実施

○ 通常の学級・特別支援学級において、既習事項の習得状況や、障害による学習上の困難さ等、個々の状況が多様化する中で、教員が児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた指導を充実するために、ピアティーチャーを配置し、通常の学級や特別支援学級における個に応じたきめ細かい指導を継続して行います。【教育指導課】

○ ピアティーチャーの資質・能力、とりわけ、特別な配慮を要する児童・生徒への対応力の向上のために、年に3回研修を実施します。また、研修内では、特別支援教育に造詣の深い講師を招へいするとともに、ピアティーチャー同士、指導上の好事例や悩み等を共有できる機会を設け、個々の実践に生かせるようにします。さらに、研修に参加できないピアティーチャー対象の動画配信による研修も実施します。【教育指導課】

(2) ESDの充実・発展

主体的・対話的で深い学びを促進するため、ESDの視点を明らかにした教科等横断的な学習を充実するとともに、持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた教育活動を展開します。

これにより、持続可能な社会の創り手として求められる能力と態度を育成します。特に習得した基礎的な知識・技能を活用して、主体的に課題を追究する探究的な学習を地域住民や支援団体、市内の大学や企業のほか、行政との連携・協力の下に積み重ねることで、多面的・総合的に考える力、批判的思考力、コミュニケーション力など、国際社会で生きるために必要な資質、能力を高めていきます。

また、全ての小・中学校がユネスコスクールであることを生かしながら、国内外の学校との交流、外部人材や地域のネットワークを活用したESDを展開します。

ア ESDによる資質、能力の育成

- 各中学校区においてESDを通して育成する資質・能力の段階表を作成し、義務教育9年間で育む資質・能力を明確にして、総合的な学習の時間を中心とし、SDGsを踏まえたESDを充実・発展していきます。【教育指導課】
- 児童・生徒が身近な地域や社会をよりよくしようという願いをもち、それを実践してみようという意欲を高めるため、「令和5年度 多摩市子どもみらい会議」の内容やSDGsに照らし合わせて見直すとともに、更なるESDの充実に向けて、教員の研修機会の拡充に取り組みます。【教育指導課】

イ ESDの充実・発展

- 各校のESDの取り組みを学校間や協力機関・団体等で共有できるようESD実践事例集やESD（SDGs）啓発用チラシを作成し、多摩市教育委員会ホームページに掲載したり、市内各校やコンソーシアム各団体に配布したりします。【教育指導課】
- 「多摩市ESDコンソーシアム連絡会」を12月までに開催し、多摩市のESDの目指す方向性や課題、各校や各団体の取り組みを共有するとともに、学校での地域性を生かした特色ある取り組みを展開するための支援、並びにESDを通じた児童・生徒の学びを社会につなぐための方策等について協議します。【教育指導課】
- 「多摩市ESDコンソーシアム連絡会」を12月までに開催し、多摩市のESDの目指す方向性や課題、各校や各団体の取り組みを共有するとともに、学校での地域性を生かした特色ある取り組みを展開するための支援、並びにESDを通じた児童・生徒の学びを社会につなぐための方策等について協議します。【教育指導課】
- 「多摩市子どもみらい会議」において、令和4年度から取り組んでいる多摩市役所職員のみらい会議への参画を継続しつつ、児童・生徒が主体的な意見交換を行い、各校や中学校区、さらには市内公立学校全体として多摩市への提言を検討、発信することを通して、指導や実践の内容・方法を参加した子どもも大人もみんなで共有し、実践的な態度を培うことができるよう取り組みます。市内の都立学校や、私立学校との連携を強化しながら、これまで取り組んできた、「子どもみらい会議」についても、継続していきます。また、「子どもみらい会議」においての学習の成果の発信を進めます。【教育指導課】

ウ ユネスコスクールの取り組みの推進

- ユネスコスクールとして、各校がESDを推進し、その取り組みを広く発信していくために、国内外の学校との交流の仕方やSDGsや多摩市気候非常事態宣言を踏まえた小中連携によるESDの進め方など、管理職・教員の理解を深めるとともに、新任・転任の管理職・教員対象の実践的な研修を年度当初や夏季休業日中の機会を捉えて計画的に実施します。【教育指導課】

(3) 防災教育の充実

台風による大雨や強風、地震など近年の自然災害の発生状況を踏まえ、児童・生徒が「自助」「共助」の精神に基づき、災害時に自分自身や身近な人を助け、被災時に家族や地域の方と助け合い、適切に行動できるよう、家庭や地域と一層の連携を図った防災教育を推進します。

ア 防災教育の推進

- 市防災安全課、多摩消防署、市内の大学等と連携しながら、防災教育の一環として、中学生の参加による多摩市総合防災訓練や、小・中学校における防災キャンプや救命講習等を発達段階や、学校・地域の実情を踏まえながら推進します。充実し、体験的な学びを通して災害時における自助や共助、公助について理解を深め、地域社会の安全に自ら進んで役立とうとする力や、いざというときに、自分の身を自分で守るための実践的な力を育みます。【教育指導課】
- 「安全教育プログラム」、「防災ノート～災害と安全～」及び「東京マイ・タイムライン」等の資料を活用し、身近な生活や地域で起こりうる災害等について理解を深め、危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献する資質・能力の育成を図るため、各校の「安全計画」に基づく計画的・継続的な防災教育に取り組みます。また、各資料を活用し、家庭内においても防災について改めて見直す機会を促していきます。さらに、生活指導主任会や年度当初の通知等において「東京マイ・タイムライン」や「安全教育プログラム」の効果的な活用に関する研修や、各校の防災を含めた安全教育について情報交換を行い、自校の取り組みの見直しと改善を図ります。【教育指導課】

(4) 英語教育の推進

児童・生徒がグローバル社会でたくましく生き抜いていけるようにするためには、英語力を身に付け、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、多様な価値観を理解し、地球規模で物事を考え、行動する力の育成が必要です。

英語で「話す力」と主体的に学ぶ意欲の向上を図り、主に英語力（コミュニケーション力）を高め、グローバル人材の育成に取り組みます。

ア 英語教育の推進、グローバル人材の育成

- 「話す力」の育成に重点を置きながら英語による発信力とコミュニケーション能力の向上を図ります。特に、小学校においては、小学校第3・4学年の外国語活動、第5・6学年の外国語科の約半分の時間にALTが入り、「話すこと」「聞くこと」の機会を多く設けられるよう、昨年度に引き続き取り組みます。また、小学校教員の英語に関する実践的な指導力を向上させるために、中学校英語教員やALTと合同の研修会を設定し、授業力の向上を図ることを通して、小・中学校での系統性と連続性のある英語教育の充実を図ります。【教育指導課】

(5) 情報教育の推進

児童・生徒がパソコンやインターネットなどの機器やサービス、情報を適切に選択・活用し、情報社会での行動に責任をもつことができるよう、情報モラル教育を推進するとともに、保護者・地域への理解・啓発を進めます。

また、教科等横断的な学習により、学習の基盤となる情報活用能力の育成を図ります。

ア 情報教育の推進

- 各校のICT推進担当者等を対象とした研修を通じて、一人1台タブレット端末の授業や校務等での効果的な活用の仕方、非常天災や長期欠席等、具体的に想定される実用場面に特化した活用方法について学ぶ機会を設定します。また、より一層、教員のICT活用指導力の向上を図るとともに、児童・生徒の情報活用能力の育成を一層推進します。【教育指導課】

- 年間3回のICT担当者連絡協議会を通じて、ICT機器活用に係る各学校の成果と課題を共有するとともに、令和5年度までの実践を振り返り、ICT機器のより効果的な活用方法を共有します。また、タブレット端末使用にあたり、実態に応じた各校のルールの見直しや、情報モラル教育の充実を図ります。プログラミング教育に関しては体系的な研修を通して、様々な教材を周知し、実践に生かせるようにします。【教育指導課】

(6) 学校図書館の充実

市立図書館から学校図書館への支援及び連携強化を図るとともに、学校図書館司書の活用により、学校における児童・生徒の読書環境の向上を図ります。児童・生徒が主体的・対話的で深い学びを効果的に進められる環境づくりに向け、学校図書館のセンター機能（読書、学習、情報）の向上を目指します。

ア 図書に関する学校支援・連携

- 研修等の中で、学校図書館司書及び司書教諭の連携や地域図書館司書との協力等をさらに充実させ、児童・生徒が学校図書館を計画的に利用できる環境の構築を図ります。【教育指導課】
- 研修では、令和5年7月開館した中央図書館の見学を行ったり、研修会において中央図書館の取り組みを共有したりし、学校図書館司書等が新たな視点をもって読書環境の整備に努めることができるように支援します。【教育指導課】
- 学校図書館司書を通して調べ学習用資料を提供します。需要が多い分野の調べ学習用資料を複数購入し提供するとともに、各学校に調べ学習用資料の活用事例などの情報を提供し、利用促進を図ります。また、市民からの寄贈資料や市立図書館の除籍資料で学校が希望するものを配布するなど、学校図書館の資料の充実に関与します。【図書館】
- 各学校の取り組み状況の小・中学校への情報提供、学校関係者を対象とした資料の活用案内（電子書籍、電子雑誌、データベース、外国語の本（特に英語の多読本）、ＬＬブック・マルチメディアデジター、図書館が所蔵する新聞の閲覧後の活用等）、教育指導課主催の学校図書館司書研修への図書館職員の参加、学校図書館と市立図書館の図書館システムの相互連携など、学校図書館に対する日常的な支援や課題解決にむけての協力を行います。【図書館】
- 中央図書館では、学校からの団体貸出用の配本ヤードを地下2階に整備し、より選びやすい環境としました。学校への貸出をスムーズにし、学校図書館を支援していきます。また、2階のおしゃべり可能なフロアでは、授業や児童・生徒の調べ学習を受け入れていきます。【図書館】

(7) 教員の資質・能力の向上

教員一人ひとりの職層に応じた研修を実施し、指導力を高めるとともに、ESDやいじめ問題への対応、英語教育、特別支援教育など教育課題に対応した知識を習得させ、それを活用できる指導力を高めます。

また、体罰などの教員の服務事故を根絶するために、校内外の研修を通じて指導の徹底を図ります。

ア 各種教員研修の整備・拡充

- 職層に応じた研修や各種主任等研修の充実に加え、ESDや英語教育の推進、いじめや不登校、児童虐待やヤングケアラーに関する対応力の向上、GIGAスクール構想を踏まえた一人1台タブレット端末環境の活用など、教育課題を踏まえた研修を実施します。また、教員4年目から10年目を主たる対象とした「授業力アップデート研修」を継続し、指導主事の専門性を生かし教員個々のニーズを捉えたキャリアアップを図っていきます。【教育指導課】

- 初任者には、学習指導力や生活指導力等、教員として身に付けるべき資質・能力の基礎や、服務に関する事項等を内容とした研修を年10回行います。「特別の教科 道徳」「人権教育」や「特別支援教育」については、造詣の深い講師を招へいし、より専門的な知識等を得られるようにします。また、夏季集中研修では教育課題等へ対応したICTを活用した授業づくりの研修やグループでの授業研究を実施し、授業力の向上を図ります。【教育指導課】
- 2・3年次教員には、学校が直面する様々な教育課題に対し、基本的な対応力を身に付けるとともに、教員一人で抱え込まず、校内の組織力を生かしたり、外部専門機関との連携を図ることが喫緊の課題であることから、外部との連携・折衝力を高める研修、学校運営力・組織貢献力の向上を図る研修、不登校総合対策や生徒指導提要进行を活用した研修等を実施します。また、グループでの授業研究や指導主事による授業観察等を行い、2・3年次教員の授業力の向上を図ります。【教育指導課】
- 受講する教員が、研修を通じた学びを更に深めたり、所属する学校で還元したりするため、教育委員会が主催する研修では、同期教員でコミュニケーションを深め、互いに相談や協働できるよう研修内容を工夫するとともに、研修等の内容について、情報共有や整理する時間を設定します。また、教員の働き方改革を踏まえ、教員の所属校での研修や、オンラインによる研修も継続して導入、研修で使用する資料等も所属校で他の教員と共有しやすくするために、データ保存して活用できるようにします。【教育指導課】
- 教員経験10年を超えた中堅教諭等資質向上研修対象の中堅教員には、授業を相互に参観させ、指導・助言、講評し合う場面や協議会の司会や記録等を自分たちで分担・進行していく場面を通して、自身の課題と向き合い、授業力向上や若手教員の育成に努めることができる機会を研修に位置付けます。【教育指導課】

イ サービス事故防止の徹底

- 多摩市「体罰防止啓発リーフレット」や東京都「使命を全うする！～教職員の服務に関するガイドライン～」等の活用、年度当初に実施するサービス事故防止研修や年2回のサービス事故防止月間のほか、あらゆる機会を通じて、教職員の服務に関する理解と服務規律の徹底を図り、体罰をはじめとするサービス事故の根絶に取り組みます。また、教職員の当事者意識を高めるために、各自に「サービスファイル」を準備し、サービス規律の徹底を図ります。【教育指導課】

(8) 地域の力を生かした学習支援の推進

子どもたちが学習に対する興味や関心を高め、確かな学力を身に付けられるよう、保護者、地域の人たちや企業、大学による子どもたちの学習の補助や、基礎学力の定着及び学習習慣の確立に向けた授業時間以外での補習（地域未来塾）、様々な体験活動の機会を提供するなど各学校の取り組みを支援します。

そのため、各学校に地域学校協働活動推進員（従前の教育連携コーディネーター）を、また、統括的な役割である地域教育力支援コーディネーターを引き続き教育委員会に配置し、多様な学習支援を行えるよう、取り組みます。

ア 地域学校協働活動の推進

- 市内公立小・中学校全校に設置した「地域学校協働本部」により、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働しながら地域の特色を生かした教育活動を推進し、多様な学習支援を行えるよう支援します。また、学校と地域を結ぶ地域学校協働活動推進員を全小・中学校に配置し、学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を推進します。【教育指導課】
- 児童・生徒の基礎学力の定着や学習習慣の確立を図り、学ぶ意欲を高めるため、学習支

援員（地域の方々）の協力で実施する「地域未来塾」を新型コロナウイルスの感染状況に対応しながら、令和6年度も継続して全小・中学校で実施します。【教育指導課】

- 学校部活動の地域連携や新たな地域クラブ活動への移行（環境整備等）については、国のガイドラインや都のガイドライン、都や市独自のアンケート結果を踏まえ、人的側面や財政面、運営面といった各側面から課題を明らかにするとともに、市長部局と連携して協議会を立ち上げ、課題解決に向けた協議を進めていきます。【教育指導課】

2 「豊かな心」を育む教育の推進

(1) 人権教育及び人権尊重の理念の啓発

学校の教育活動を通じて、児童・生徒が人権や人権擁護に関する理解を深め、人権がもつ価値や重要性を受け止める人権感覚を養うとともに、自分の人権を大切に、他者の人権を擁護しようとする意識や態度を保護者や地域とともに考え育成します。併せて、人との関わり方を学び、他者の気持ちを想像する力や規範意識を育むための教育を推進します。また、性的マイノリティや外国人の人権等、新たな人権課題について関係部署と協力しながら理解を深めるための研修を充実します。

携帯電話やスマートフォンの普及や端末機能の急速な発展によるSNSなどのインターネットにまつわるトラブルなどについて、関係機関との連携の下に未然防止や早期解決のための取り組みを推進します。

ア 人権教育の推進

- 教員の人権感覚を磨き、多様かつ複雑な人権問題についての教員の理解と認識を深めるために、市長部局（平和・人権課）と連携した研修を計画的・継続的に実施します。【教育指導課】
- 「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」や「多摩市パートナーシップ制度」等を踏まえ、障がい者やLGBTQ+の人権等をはじめとした人権課題の理解と認識を深めます。また、人権尊重の理念を正しく理解し、自他の大切さを認めることのできる児童・生徒の育成を目指して、各教科等と関連させた人権教育を各校で推進・充実します。【教育指導課】
- 「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を踏まえるとともに、いじめ問題や児童虐待、ヤングケアラー等、人権課題「子ども」を中心に差別意識の解消を目指し、各校において道徳授業地区公開講座等の機会を捉え、保護者・地域とともに子どもの人権等について考える取り組みを推進します。【教育指導課】

イ インターネットにまつわるトラブル対応の強化

- インターネットやSNS、スマートフォン等によるトラブルの相談に応じます。また、正しい使い方、家庭のルールづくり等の普及啓発を学校や家庭、関係機関と連携し促進していきます。【教育センター】
- 生活指導主任会で児童・生徒の使用状況を共有するとともに、外部講師の助言を基に、一人1台タブレット端末環境において、各学校でインターネット上のトラブルの未然防止に向けた情報モラル教育、安全教育に取り組み、とりわけ、SNS上でのいじめ防止に向け、道徳教育を中心としながら、児童・生徒が問題意識をもち、自分自身との関わりで考えを深めていけるようにします。【教育指導課】

(2) いじめの未然防止と早期発見・早期対応に向けた取り組みの推進

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を侵害し、その成長に重大な影響を与え、生命・身体に危険を生じさせるおそれがあるものとの認識に立ち、「多摩市いじめ防止対策推進条例」や「学校いじめ防止基本方針」に基づき、関係機関と連携しながらいじめの未然防止、早期発見、早期対応を行い、いじめの重大事態につながらないよう努めます。

各学校においても「学校いじめ基本方針」に基づく取り組みの徹底や、「学校いじめ防止委員会」の機能の強化を図ることにより、いじめ防止などに向けた組織的な取り組み及び地域や保護者と連携した対応を推進します。

ア 教育委員会におけるいじめ防止対策の推進

- 「多摩市いじめ防止対策推進条例」に基づき、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため「多摩市いじめ問題対策連絡協議会」を年1回、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため「多摩市教育委員会いじめ問題対策委員会」を年2回開催します。また、重大事態が発生した場合には、「多摩市教育委員会いじめ問題対策委員会」を開催し、国のガイドラインや東京都のいじめ総合対策、多摩市いじめ防止対策推進条例に基づき、適時・適切な対応を行い、その結果を教育委員会に報告します。【教育指導課】
- 定例校長会及び副校長会、生活指導主任会を通じて、国、東京都及び市独自のいじめに関する調査結果等を基に、学校におけるいじめの未然防止の取り組みや、組織的な対応等についての指導・助言を行います。【教育指導課】
- 児童・生徒のいじめに関する理解を深めるために、道徳科や特別活動を中心としたいじめに関する授業（年3回）の実施や、「いじめ防止リーフレット」の活用を推進するとともに、全国学力・学習状況調査における設問「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」に対する肯定的な回答を100%に近付けることを目指します。また、タブレット端末等を活用した教育・心理検査試行による児童・生徒の心身の変調の把握に努めます。【教育指導課】
- 学校が組織的にいじめの未然防止や早期発見のための対応ができるよう、定例校長会、生活指導主任会及び初任者研修等で、早期対応や未然防止に関する改善すべき事項、重視して取り組むべき事項等、具体的な情報提供を行い、一人ひとりの教員のいじめに関する指導力の向上を図ります。また、いじめ対応に関する校長のリーダーシップの更なる向上を図ります。【教育指導課】
- いじめ防止に向けた取り組みを市内学校間で共有するため、年8回の生活指導主任会での情報共有、実践報告及び若手教員育成研修での事例研修等を継続的に実施します。さらに、年度当初及び定期的な通知により、いじめ防止に向けた取り組みを周知します。また、心理検査（Q Uテスト）1校につき、年2回ずつ実施し、児童・生徒理解の取り組みを充実するよう努めます。【教育指導課】

イ 学校におけるいじめ防止対策の推進

- 児童・生徒、保護者及び学校関係者等を対象にした学校評価アンケートの結果や、いじめに関する調査、各校の実態等を踏まえて、市内全校がこれまで作成し公表してきた「学校いじめ防止基本方針」を見直し、必要な場合は方針を修正・改善して、学校ホームページ上で公表します。また、家庭・地域と連携したいじめの未然防止及び早期発見・対応の推進とともに、「いじめをさせない、許さない」学校風土の醸成に向けた理解・啓発に取り組みます。【教育指導課】
- いじめ防止に関する授業を全学年に対して年3回以上実施し、児童・生徒のいじめに対する意識を高めます。また、いじめ防止に向けた校内の研修のうち、1回以上をいじめの重大事態に関する研修に充て、いじめの認知と解消、いじめの重大事態について理解を深めるとともに、教員の指導力向上や組織的な対応の充実を図ります。【教育指導課】
- 学校のいじめ防止基本方針に基づき、校内いじめ防止対策委員会を定期又は必要に応じて臨時に開催し、各学校のいじめの認知や対応の具体について確認し、組織的な取り組みを確実に実行します。【教育指導課】

(3) キャリア教育の推進

中学校の職場体験の充実や学校外の人材の活用促進など、児童・生徒の体験活動の機会を積極的に設け、日常の授業の中では行うことが難しい体験活動や地域との交流を通じて様々な価値観に触れることにより、社会性を育むよう努めます。

ア キャリア教育、体験学習の充実

- 全中学校において3日間の職場体験学習を、多摩商工会議所をはじめとする市内公共機関や、民間企業からの協力の下に、実地体験とオンラインでの職業講話等を組み合わせるなど工夫して実施します。また、継続した職場体験事業の実施に向けて、資料等の配布を通して、職場体験の趣旨と成果を説明します。【教育指導課】
- キャリア教育に関わる諸課題について、児童・生徒一人ひとりが自己の取り組みの振り返り等をポートフォリオとして整理する「キャリア・パスポート」を作成し、学年・校種を超えて蓄積し、自己の成長や変容を自覚して自己理解を深めるとともに将来への見通しをもつことができるよう系統的なキャリア教育を進めます。【教育指導課】
- 公民館の職場体験では、施設の窓口・管理業務や講座の運営業務など、社会教育施設である公民館を知ってもらうとともに、人とふれあい・交流する体験を通し、社会性や職業観を育む機会として、引き続き中学校の生徒を受け入れます。【公民館】
- 多摩市立八ヶ岳少年自然の家の豊かな自然環境を利用した集団宿泊による自然体験学習を、小学校5年生から中学校1年生まで実施することで、児童生徒の社会性の育成を図り、その教育効果を高めます。安心・安全に利用できるよう、感染症対策を徹底します。【教育振興課】
- 図書館は、窓口業務で利用者と接することやバックヤードでの体験などを通じ、図書館を知ってもらうとともに、職業観を身に付けるきっかけとなることを目的に、中学校職場体験を受け入れます。また、開架フロア、諸室を使用しての調べ学習や体験学習など、図書館の資料、設備を活用した事業を実施していきます。【図書館】

(4) 道徳教育の推進

自己を見つめ、よりよい生き方について考え、議論する道徳科の授業を要として、児童・生徒に道徳性を養います。また、道徳授業地区公開講座を通じて、保護者・地域と連携した心を育てる教育を推進します。

ア 道徳教育の推進

- 道徳科の授業の質的な向上のために、各学校において、道徳教育推進教師を中心に指導の意図を明確にした授業づくりを進めるとともに、各学校の実態に応じて、授業に対する児童・生徒や教職員による授業評価を行う機会を設け、「考え、議論する道徳」の実現に向けた授業改善に取り組みます。【教育指導課】
- 教員研修や校内研究等の機会を捉え、指導主事をはじめ、道徳科の指導教諭や道徳教育推進教師による指導・助言を通じて、「考え、議論する道徳」の実現に向けた具体的な指導により、教員の授業力の向上を図ります。【教育指導課】

(5) 社会教育との連携と多様な体験活動の推進

図書館や公民館などの社会教育施設のほか、児童館など地域の公共施設や商業施設などで、子どもの育成に資する講座や事業を実施し、親子や様々な世代との交流、体験型の学習などを通じた取り組みを実施します。

また、話す、聞く、読む、書くなど、豊かな言語表現活動や様々な情報にふれることを通して、子どもの感性を磨き、創造力を豊かにする施策を推進します。特に、本にふれることによって豊かな心を育むため、「第三次多摩市子どもの読書活動推進計画」に基づく施策を展開することで、読書活動を推進します。

さらに、自然の中での活動や多様な文化や芸術を実際に体験できる機会を提供することにより、

子どもの豊かな心を育成します。

その他、子どもたちが郷土の歴史や文化財を見たり触れたりしながら学ぶ場や機会を充実させることにより、子どもたちの地域への関心、愛着を高めることを目指します。

ア 家庭教育、子育て支援に関する事業の実施

- 小・中学校、幼稚園、保育園、公共施設を活用し「家庭教育学級・講座」を実施します。オンラインを活用するなど多様な方法で開催を提案し、乳幼児期・小中学生の子どもを持つ保護者の子ども理解につながる学びの機会を充実させることで、家庭教育力の向上を図ります。【公民館】
- これまで子育て期の保護者の課題を捉え共催事業を年1回行っていましたが、開催時期や事業内容等について小学校PTA連絡協議会と検討していきます。【公民館】
- 家庭教育・子育てを支援する講座として、「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」も踏まえながら、家族や人との関わり方などが学べる講座や、子育て中の親を主な対象とし、参加者同士が悩みを共有しながら、これからの生き方などを考える継続した学びの講座などを実施します。【公民館】
- 保育室を毎月定期的に開放し、乳幼児の遊び場として自由に利用してもらうことにより、子育て期の親同士が集い、相互に情報交換ができる場や子育てに関する情報提供を行う場とします。また、コーディネーターによって、日頃の子育ての悩みなどを気軽に話せる場を定期的に作ります。【公民館】

イ 地域や学校と連携した事業の展開

- これまで中学校を会場とし、薬物使用による身体への悪影響や怖さなどを学ぶ講座を年3校以上で開催してきましたが、令和5年度は学校からの希望が3校に満たなかったため、実態にあった事業内容の検討を開始し、令和7年度以降に反映させていきます。併せて、状況により地域住民の参加が得られるよう講座を開催する中学校の地区に重点を置いた周知（告知）のあり方を検討します。また、PTAをはじめ子どもたちを取り巻く地域の人材や施設と連携し、学校施設等を利用した講座の開催を支援します。【公民館】
- 長期間の休みや週末などの学校休業時に、親子だけでなく多世代とのつながりや交流も図ることができる体験型講座を、引き続き企画開催し、学校や家庭以外の場でも体験を通して、子どもたちが学ぶ楽しさや意欲を持つことができるよう取り組みます。併せて、市内の関係機関との連携や、地域の人材を活用するなど、内容にも工夫を凝らし公民館から地域に出向くことで、子どもたちも身近な地域等で「共に学ぶ」ことのできる場づくりを行っていきます。【公民館】

ウ 読書活動の推進

- 平成30年度に作成した第三次多摩市子どもの読書活動推進計画アクションプランに基づき、各施策を推進します。また、推進をしていく中で、より一層学校との連携を進めます。また次期計画の策定を行います。【図書館】
- 子どもの読書活動啓発事業を、関係課や団体と連携強化を図りながら実施します。【図書館】
- 調べ学習対応の図書について、需要の多い図書は複本を購入するなど充実させます。【図書館】
- 読書を通じて児童・生徒、市民など様々な世代が交流できるイベントを検討し、実施します。【図書館】
- 中央図書館は、親子での読み聞かせや会話しながら本が選べる親子利用のしやすい開架エリアとしました。おはなし会や絵本・児童書の紹介展示などにより、子どもの読書活動を振興していきます。【図書館】

エ 自然体験の機会の提供

- ハヶ岳少年自然の家を利用する児童・生徒や青少年団体に対し、学校や家庭では経験することができない移動教室やスキー教室、体験林業、キャンプ、野外体験活動などの機会を提供し、その活動を支援することにより、心身ともに健全な子どもを育成します。安心・安全に利用できるよう、感染症対策を徹底します。【教育振興課】
- ハヶ岳少年自然の家の施設の特徴を生かし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止していた主催事業を再開するとともに団体での利用を促進するため施設のPRに努めます。【教育振興課】
- 子どもたちが自主的・自発的に遊ぶことのできる「場」を提供するプレーパークを、大学と連携して市内の公園において月1回開催し、遊びを通じた心や身体の成長・発達、社会性の習得を図ります。また、学校外における子どもたちの様々な体験活動をサポートする指導者の養成を行います。【教育振興課】

オ 郷土の歴史や文化財に対する学習機会の充実

- 多摩市の文化財や郷土の文化に対する理解を深める機会を提供するために、令和4年4月に開館した多摩ふるさと資料館や旧多摩聖蹟記念館、古民家において文化財資料を展示するほか、見学対応として解説を積極的に行います。【教育振興課】
- 学校のカリキュラムや副読本と積極的に連携できるよう、農具や生活用具などの民俗・生活資料を用いた体験学習、学校への文化財資料の貸出を行います。【教育振興課】
- 多摩ふるさと資料館において、埋蔵文化財や民具・生活資料などの展示に触れる機会を設けるとともに、「展示室2」に土器等の解説設置や、小学生の夏休み期間にあわせたイベントの実施、地域の歴史・文化の理解促進に向けた講座・企画展示等を行います。【教育振興課】
- 多摩市にまつわる歴史について、パルテノン多摩学芸員等との連携をより一層深化させ、郷土史に係る講座を実施し、地域の歴史・文化の理解に努め、地域の愛着の醸成に努めます。また、講座を通して市民同士の交流を図るとともに、ICTを活用した取り組みも行っています。【公民館】

(6) 不登校等の児童・生徒への支援

学校における対応力を向上させるために、不登校対策の行動計画の策定を目指します。また、不登校やその傾向のある児童・生徒には適応教室などの活用を促進し、一人ひとりの状況や能力に応じた適切な支援により、社会的な自立につなげることを目指します。

さらに、適応教室に通うことができない不登校児童・生徒に対して学習の機会を提供できるような仕組みづくりを推進します。

そして、様々な課題を抱えている児童・生徒及びその家族に対し効果的な支援を行うため、教育相談体制を充実し、学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等多角的なアセスメントに基づいた支援を行い、個々の状況に応じた必要な支援や解決に取り組めます。

ア 不登校児童・生徒への支援

- 諏訪複合教育施設内に設置する適応教室「ゆうかり教室」にて、一人ひとりの状況に応じながら、学習指導や児童・生徒の交流等を通して、学ぶ意欲や自己肯定感を醸成するとともに、学校以外の居場所となるよう支援を行います。そのため、民間等の協力やスーパーバイズを受けながら、人とのかかわりを学ぶソーシャルスキルトレーニングや児童・生徒が学びたいと思えるような魅力あるプログラムを提供していきます。また、「ゆうかり教室」で学ぶ中で個別の学びからスモールステップを積み重ねながら小集団への学びに移行していくことにより、社会的自立に必要な力を伸ばしていきます。さらに、タブレットとe-ラーニングシステムを活用し、多様な学習方法の提供をします。e-ラーニングシステムは適応教室に通うことのできない児童生徒の学習機会の確保手段とし

ても活用します。【教育センター】

○ スクールソーシャルワーカーが4名体制となり、これまで以上に学校との連携を深めていきます。例えば、各校で行われている校内委員会への参加やアウトリーチを充実し学校と連携しながら不登校対応に取り組みます。また、学校・保護者が利用しやすい申請方法により活用の充実を図ります。【教育センター】

○ 仮想空間（メタバース）上で児童・生徒が、心理士や教職員等との交流やe-ラーニングシステムで学習することができるVLP（ヴァーチャル・ラーニング・プラットフォーム）事業による支援に取り組みます。特に令和6年度は、適応教室や別室登校ができていない児童・生徒について、登校できないときなどでもつながれるよう支援します。【教育センター】

○ 「不登校総合対策」を踏まえた指導・支援の在り方について、初任者研修や生活指導主任会等で研修及び周知徹底を行い、不登校の段階を考慮した不登校児童・生徒への教員の対応力の向上を図るとともに、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援と組織的な対応を進めます。【教育指導課】

○ オンラインでの授業配信等、ICTを活用した学習支援に取り組むとともに、タブレット端末を活用して生徒の精神変調を発見するツールを活用することで、早期支援につなげていきます。また、生活指導主任会やスクールカウンセラー連絡会にて、関係機関を招聘し、各機関の役割等について周知する場を設けます。【教育指導課】

○ 教育指導課と教育センターの職員で構成する不登校支援連絡会を通し、教育センター内の諸機関を含めた関係機関のいずれともつながっていない不登校児童・生徒や、学習や生活面、進路といった各側面で、特に確認すべき児童・生徒の実態を把握し、在籍する小・中学校や家庭との連携強化を図ります。また、ICTを活用した多摩市フレキシスクールOnlineやオンライン学習ソフトも含め、別室登校、適応教室通室者及び不登校が長期化している児童・生徒を対象として、居場所づくり・絆づくりと学習の保障ができるよう支援を図ります。また、ICTを活用した多摩市フレキシスクールOnlineやオンライン学習ソフト、東愛宕中学校に開設するあたごSpace、中学校に配置する不登校対応巡回教員、別室指導支援員を令和6年度から導入し、これまで取り組んできた不登校児童・生徒の居場所づくり・絆づくり等学習の保証ができるよう支援を図ります。

【教育指導課】

○ 引き続き、不登校児童・生徒を指導・支援する体制の整備・充実を図るため、不登校特例校の開設に向けて、開設時期や場所、特別な教育課程等の再検討、環境の整備や関係機関等との調整を進めます。【教育指導課】

イ 課題を抱える児童・生徒への支援

○ いじめ、不登校など、生活指導上の課題に対応するために、東京都の「スクールソーシャルワーカー活用事業」を活用して配置しているスクールソーシャルワーカーが、令和5年度から4名となり子どもや家庭への支援のさらなる充実とともに、校内委員会への参加等、学校との連携の拡充を図ります。【教育センター】

○ 様々な課題を抱えている児童・生徒及びその家族に対して、福祉、教育の両面から切れ目のない支援を行うために開設した「発達・教育初回相談窓口」の周知を図り引き続き相談を行っていきます。困難な相談ケースについては、教育相談室やスクールソーシャルワーカー、特別支援マネージメントチーム、発達相談室等関係機関が連携し、早期解決に向けた支援に取り組みます。【教育センター】

○ いじめや不登校など、生活指導上の課題に対応するため、スクールカウンセラーやピアティーチャー等を活用し、教職員及び関係機関と連携を図り、課題を抱える児童・生徒

に寄り添い、心の安定を図れるよう、一人ひとりの状況に応じた支援を組織的に行っていきます。【教育指導課】

3「健やかな体」を育む教育の推進

(1) 健康教育の充実

健康の保持増進のため、医療機関などと連携し、児童・生徒の健康状態を把握し、必要な指導を行うとともに健康に対する意識の啓発を行います。

また、性教育やがん教育など新たに学習指導要領（平成29年度告示）に示された課題に対する指導の充実を図ります。

さらに、児童・生徒の健康な体づくりを阻害する薬物乱用や受動喫煙などを防止するための取り組みを推進します。

その他、家庭と連携した児童・生徒の健康づくりを推進するため、広報紙などを通じた情報発信を行います。

ア 小児生活習慣病予防、歯科指導の実施

○ 小学校5年生・中学校1年生全員、小学校6年生・中学校2・3年生で他地区からの転入者、中学校2・3年生の次年度再健診対象生徒に対し、希望制により「小児生活習慣病予防健診」を実施し、健診結果に応じて、児童生徒及び保護者を対象に「事後相談会」を実施します。健診並びに「事後相談会」の目的の周知をさらに徹底し、児童・生徒及び保護者の健康増進への意識醸成、より一層の受診促進を図ります。【学校支援課】

○ 小学校4年生、中学校1年生を対象に、学校歯科医・歯科衛生士等と連携し、歯科講話、染め出し、ブラッシング、歯磨剤の指導を行います。また、小学校1年生を対象に、フッ化物歯面塗布、歯科保健指導等を行います。歯・口の健康に関するポスター、作文コンクール等への参加を促し、歯と口の健康について啓発、知識の向上を目指します。【学校支援課】

イ 性教育の指導の充実

○ 各校において、「性教育の手引」（東京都教育委員会）を基に、性教育の基本的な考え方等について教職員で共通理解を図ります。また、「生命（いのち）の安全教育」の実施について、小・中学校全校の教育課程に位置付け、児童・生徒を性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、児童・生徒が性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるようにします。実施に当たっては、外部講師の活用を進めるとともに、家庭や地域とも連携しながら、体育・保健体育、特別活動等を中心として、発達段階に応じた指導を実施します。【教育指導課】

ウ がん教育の指導の充実

○ 令和3年度より実施している外部講師を活用したがん教育の授業を令和6年度においても1年ごと3校ずつ実施し、外部講師による授業を経験できるように体制を整えます。医師や看護師、保健師等、発達段階を踏まえたがん教育の指導に造詣の深い講師による授業を行うことを通じて、がんについての正しい知識と、がんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通じて、自他の健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにします。【教育指導課】

エ 薬物乱用等の防止の指導の実施

○ 児童・生徒が、薬物乱用を避けたり拒絶したりすることができるようになるために、学校において薬物乱用防止教室やセーフティ教室等の機会を通じて、薬剤師会や警察民間団体や公民館等と連携した実践的な予防教育に取り組みます。【教育指導課】

○ 薬物乱用防止に関する予防教育の充実のために、生活指導主任会等において、公民館が

実施している薬物乱用防止講座や学校薬剤師等を活用した指導についての情報交換をし、指導内容の更新や指導方法の改善に取り組みます。【教育指導課】

- これまで中学校を会場とし、薬物使用による身体への悪影響や怖さなどを学ぶ講座を年3校以上で開催してきましたが、令和5年度は学校からの希望が3校に満たなかったため、実態にあった事業内容の検討を開始し令和7年度以降に反映させていきます。併せて、状況により地域住民の参加が得られるよう講座を開催する中学校の地区に重点を置いた周知（告知）のあり方を検討します。また、PTAをはじめ子どもたちを取り巻く地域の人材や施設と連携し、学校施設等を利用した講座の開催を支援します。【公民館】

2-(5)イ再掲

オ 児童・生徒の健康づくりに関する情報発信

- 「教育委員会だより」などの広報紙を通して、子どもたちの適切な生活習慣の確立に役立つ情報等を提供します。【学校支援課】

(2) 食育の推進

児童・生徒が健康で健全な食生活が実現できるよう、各学校において食育の全体計画に基づき、栄養教諭や栄養士と連携しつつ、学校給食などを題材とした食に関する指導の充実を図ります。また、学校給食や食に関する広報物を定期的に作成し、情報発信することにより、食育の重要性について家庭や地域に対して啓発を行います。

ア 食育授業の実施

- 市内学校での特別活動や生活科、家庭科等を通じた食育授業において、栄養のバランスや病気の予防、食品ロス等をテーマにして、体験的な活動を中心とした担任教諭と栄養教諭等によるティーム・ティーチングを行います。【教育指導課】
- 学校給食センター栄養士と調理員が市内全小学校を対象に給食の時間にクラス訪問を行い、テーマを決めて食品ロス削減や食に関する指導を行います。また、児童への声かけや調理現場の声を届けるなど、学校及び栄養教諭と連携して食育の充実を図ります。【学校給食センター】
- 小学校の社会科見学を積極的に受け入れ、学校給食の理念や栄養摂取の重要性について栄養士から直接学ぶ機会を提供します。また、食べ残した生ごみを調理残さといっしょにたい肥化する資源循環の取組みを紹介します。【学校給食センター】

イ 学校における食育の推進

- 各校から1名選任する食育リーダーを対象とした「健康教育・体力向上推進委員会」を年1回実施し、市内栄養教諭による優れた実践を共有するとともに、各校の特色ある食育の取り組みや、ESDとの関連を図った食育の取り組みに関しての情報共有を行い、食育の推進に向けた相互啓発を図ります。また、多摩市立学校給食センターの職員、栄養士及び栄養教諭と連携し、学校と家庭が連携した食育を推進していきます。【教育指導課】

ウ 学校給食や食に関する情報発信

- 年11回発行する「給食だより」や「きゅうしょくメモカレンダー」等の学校給食センターからの発行物や、「給食レシピの紹介」など公式ホームページを活用し、学校給食や食に関する情報提供を充実します。【学校給食センター】

(3) 安全・安心な美味しい学校給食の提供

食物アレルギーのある児童・生徒について、学校と保護者、学校給食センターが情報交換しながら、学校給食による食物アレルギー事故の発生防止の取組みを強化します。

また、給食残滓(ざんし)について、その状況と原因を把握することにより、児童・生徒への啓発など、学校給食における食品ロス削減に取り組みます。

老朽化による学校給食センターの建て替えに向け、今後の児童・生徒数の将来推計等を踏まえながら、より効果的でおいしい学校給食の提供を目指した施設の調整・調査・検討を行います。

ア 学校給食による食物アレルギー事故の防止

- 「多摩市立学校アレルギー疾患対応マニュアル(第3版)」に基づき、各校において対応委員会の設置、校内研修・対応訓練の実施、給食喫食前の確認などを徹底します。【**学校支援課**】
- 学校・保護者・学校給食センターが、新アレルギー献立表による統一した情報を共有することで、人為的ミスを無くすとともに、「多摩市の学校給食提供における食物アレルギーの考え方」を各学校へ周知し、学校給食による食物アレルギー事故防止の取り組みを強化します。【**学校給食センター**】
- 給食献立作成システムの運用を継続することで、献立作成に伴う栄養士の作業軽減を行うことによる入力ミスを減らすとともに、アレルギー情報の確実性やより早い情報提供につとめます。【**学校給食センター**】

イ 学校給食における食品ロスの削減

- 学校給食センター栄養士がSDGsを児童生徒に意識させるために、学校や栄養教諭と連携して食品ロス削減に向けた指導や啓発につとめます。また、給食時間に栄養士と調理員でクラス訪問し児童生徒への食に関する指導や声掛け等も行い、食べ残しが多い献立は栄養士で考察し献立作成の工夫や改善につなげ、給食残さ(食べ残し)の削減を図ります。【**学校給食センター**】

ウ 効果的で美味しい学校給食の提供

- 学校給食を安全・安心に美味しく安定的に提供していくため、厨房機器等の適正な維持管理を行うとともに、民間活用による調理業務と配膳業務の高い水準の安全・衛生体制を一体的に構築した学校給食の継続と効果的・効率的な運営を図ります。【**学校給食センター**】
- 学校給食センター栄養士が調理現場に関わってきた時間を学校における食に関する指導や食育の推進への取り組み、小・中学生にふさわしい献立の工夫や新しい献立の開発など、学校給食の質の向上・充実を目指します。【**学校給食センター**】
- 老朽化した学校給食センターの建て替えに向けて、建設候補地の比較検討・選定、基本計画の策定に着手します。また、新センター建設に向けて栄養士が必要となる与条件等を調査・整理し、安全・安心でおいしい学校給食の提供を目指した検討を行います。【**学校給食センター**】

(4) 体力向上に向けた取り組みの推進・充実

大学や企業との連携など多摩市ならではのスポーツに関する環境を生かしながら、児童・生徒の運動への意欲を高め、体力や運動能力の向上を図ります。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシーを見据え、体育学習を中心に「する・観る・支える・知る」のスポーツとの多様な関わり方や、体験的な活動を通して、スポーツ志向を高めることができるよう、指導の充実を図ります。

ア 児童・生徒の体力、運動能力の向上

- 体力、運動能力の向上に向けて、個人や学校の目標値を設定して体力テストを実施するとともに、東京都が推進する令和5年度「Tokyoスポーツライフ推進指定地区」該当校の取り組みを市内全校に周知し、自校の実践に生かせるようにしていきます。また、小学校の水泳指導において、民間の水泳施設を活用し、専門的な外部指導員による指導を実施することで、運動の質を高めるとともに運動量を確保し、体力向上を図ります。

【教育指導課】

- 各校の教員1名が参加する「健康教育・体力向上推進委員会」を開催し、体力向上に向けた各校の取り組みの情報交換や、東京都による「子供の体力向上推進優秀校」の実践や令和5年度「Tokyoスポーツライフ推進指定地区」の実践を発表する機会を設定して、体力向上及び運動習慣の定着に成果があった実践を共有し、体育授業や体力向上の取り組みの充実を図ります。【教育指導課】

イ スポーツ志向を高める指導の実施

- 各校において、これまでオリンピック・パラリンピック教育を通じて、創意工夫を凝らし取り組んできた、教育活動の「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」の内、一つ以上を「東京2020レガシー」として位置付けることを継続し、児童・生徒に対して、オリンピズムの精神の育成を図ります。【教育指導課】
- 地域のスポーツ資源（例：国士舘大学、東京ヴェルディ、地域のスポーツ団体等）を教育活動に積極的に活用し、児童・生徒の体力や運動能力の向上及び運動習慣の確立に資するよう情報提供に努めます。【教育指導課】

(5) 持続可能な部活動の環境整備

国が定めるガイドラインや都が策定した方針に基づき、部活動時間の見直しや休養日の設定、また、「外部指導員」の活用の推進など適切な運営のための体制を整備し、持続可能な部活動の運営を目指した効率的・効果的な取り組みを推進します。

ア 部活動の環境整備

- 学校部活動の地域連携や新たな地域クラブ活動への移行（環境整備等）については、国のガイドラインや都のガイドライン、都や市独自のアンケート結果を踏まえ、人的側面や財政面、運営面といった各側面から課題を明らかにするとともに、市長部局と連携して協議会を立ち上げ、課題解決に向けた協議を進めていきます。【教育指導課】1-(8)
ア再掲
- 部活動の顧問業務に従事する教員の負担軽減、在校時間の短縮を図るため、部活動指導員／補助員（会計年度任用職員／有償ボランティア）の配置を市内全中学校で進めるとともに、部活動指導員の指導力向上に向けた研修を行います。【教育指導課】

(6) 子どもの体づくりのための家庭教育の啓発

子どもたちの健やかな体を育むことができるよう、学校給食センターからの「給食だより」による情報発信、教育委員会による事業、講座の実施により、家庭に対する食育について啓発します。また、「早寝早起き朝ごはん」など子どもたちにとって望ましい生活習慣づくりについて、広報紙やホームページを通じて情報発信を行うとともに、教育委員会とPTAとの懇談などにより、情報を共有し家庭への支援をしていきます。

ア 生活習慣に関する事業、講座の実施

- 小学校5年生・中学校1年生全員、小学校6年生・中学校2・3年生で他地区からの転入者、中学校2・3年生の次年度再健診対象生徒に対し、希望制により「小児生活習慣病予防健診」を実施し、健診結果に応じて、児童生徒及び保護者を対象に「事後相談会」を実施します。健診並びに「事後相談会」の目的の周知をさらに徹底し、児童・生徒及び保護者の健康増進への意識醸成、より一層の受診促進を図ります。【学校支援課】3
1-(1)ア再掲

イ 食に関する情報発信

- 年11回発行する「給食だより」による情報提供や、保護者を委員とする「献立検討市

民懇談会」における「給食の献立」や「給食レシピの紹介」など情報提供につとめ、家庭における食育の理解を深めるための情報を発信します。【学校給食センター】

ウ 生活習慣に関する情報発信、情報交換

- 家庭教育・子育て関係係長会議を開催し、家庭教育等に関する課題を共有することで、地域子育て支援拠点をはじめとした関係機関に、広く情報を提供し家庭への支援を行います。【教育振興課・公民館】
- 多摩市公立小学校、中学校それぞれのPTA連合体に対し、研修会や全体会等の会議に参加することにより、児童・生徒に関わる課題等の情報を共有するとともに、行政情報を提供します。また、連合体へ事業費を補助するなど、各連合体で効果的な活動ができるよう支援するとともに、各校PTA役員が交流し学びあえる場を提供します。【教育指導課】

(7) 子どもの育成に資する地域活動の支援

スポーツ活動などを通して、子どもの健やかな身体づくりを担っている地域の団体に対し、学校開放など活動場所の提供などを行い、子どもたちの健やかな体を育成するための支援を行います。

ア 学校開放による団体、地域活動等の支援

- 活動環境の改善のため、鶴牧中学校の大規模改修工事にあわせ令和6年度中にクラブハウスの改修工事を実施します。【教育振興課】
- 使用券を販売している事業者と協力して使用券の適正管理に努めるとともに、利用団体が安全に継続して活動できるよう市民への情報提供を行いながら活動の場を提供します。【教育振興課】

4 児童・生徒の学びを支える環境づくり

(1) コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の導入による地域とともにある学校運営の推進

地域に開かれ、地域とともにある学校運営を実現するために小・中学校全校に段階的にコミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）及び地域学校協働活動本部を導入します。この仕組みの導入により、家庭・地域と学校が育みたい児童・生徒像を共有して、その実現に向けた教育活動を持続的に推進していきます。

また、学校運営協議会における学校運営の基本方針の承認や学校評価等を通して、学校と家庭・地域が互いを知り、連携・協働の体制づくりを推進します。

さらに、これまで取り組んできた学校の教育を地域の人材や企業、大学などが連携し支援することで、子どもたちに多様な教育の機会を提供するための取り組みとして行ってきた教育連携支援事業（学校支援地域本部）を地域学校協働活動に発展させ、地域と学校が連携・協働し、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化と子どもたちが安心して暮らせる環境づくりを推進します。

これらの取り組みを推進するにあたり、学校から学校運営協議会で協議した内容や地域学校協働本部の活動について、「学校だより」や学校のホームページなどを活用した積極的な情報発信を図ります。

教育委員会では地域と学校との協働を拡げるため、各校での取り組みを広報紙やホームページ、マスメディアなど様々な媒体を活用しながら地域社会へ発信します。

ア 地域に開かれた学校運営への支援

- 市内全校へ導入されたコミュニティ・スクールによって地域の力を学校運営に生かすとともに、地域学校協働活動推進員をはじめとした学校関係者を対象に研修を実施することで、児童・生徒の学びと成長を支える効果的な取り組みを共有し、「地域とともにある学校」づくりを推進します。【教育指導課】
- 「社会に開かれた教育課程」の実現のために、各校において学校便りやホームページ、

ICT等を活用して教育活動を継続して発信するとともに、学校の教育課程を基に家庭や地域と目指す児童・生徒像や学校像を共有し、保護者や地域住民との連携・協働した教育活動の充実に取り組みます。【教育指導課】

イ 学校評価を生かした学校運営の向上

- 学校評価が各校の運営改善と発展につながっているかを、学校訪問による授業観察や教育訪問の機会を捉えて確認し、教育委員会作成の「学校評価ガイドライン」を基に適正で組織的な評価活動が行われるよう指導・助言していきます。【教育指導課】
- 学校運営協議会による学校関係者評価を通じて、保護者・地域住民の学校運営への参画を促します。また、学校評価等を各校のホームページに掲載し、学校評価を通じて学校・家庭・地域・行政がつながりをもち、多摩市の児童・生徒にとってよりよい学校教育の実現を目指します。【教育指導課】

ウ 地域学校協働活動の推進

- 市内公立小・中学校全校に設置した「地域学校協働本部」により、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働しながら地域の特色を生かした教育活動を推進し、多様な学習支援を行えるよう支援します。また、学校と地域を結ぶ地域学校協働活動推進員を全小・中学校に配置し、学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を推進します。【教育指導課】 1-(8)ア再掲
- 地域学校協働活動推進員を対象とした研修を年2回実施するとともに、各校の地域学校協働活動推進員が情報交換する場を設定し、学校と地域を結ぶ教育活動を推進するために必要となる知識を高められるよう支援します。【教育指導課】

エ 学校と地域の連携・協働に関する情報発信

- 多摩市公式ホームページをはじめとした各種の市広報媒体に、学校と地域の連携・協働に関する具体的な取り組みを掲載し、市内学校児童・生徒の保護者をはじめとする市民やその他関係者へ向けて周知します。【教育指導課】

(2) 学校を支援する人材の発掘と育成

地域には、NPOなどの団体、商店、事業所、企業、大学等、様々な分野において専門性をもった人々が活躍しており、豊かな個性を尊重し、地域と学校で育みたい子ども像の育成に向けては、学校との協働を図りその能力を学校教育に生かしていくことが大切です。

そのため、各学校の地域学校協働活動推進員（教育連携コーディネーター）が、学校の要望を踏まえた地域の人材を発掘し、地域学校協働活動本部と協働して児童・生徒に対して多様な教育活動が持続的に行われる環境を整備します。

また、ESDを推進するため、現在ある小・中学校や地域、団体、企業、大学、教育委員会の連携体制を生かし、それぞれの立場からの一層の学校支援を得られるよう、働きかけを強化します。

さらに、公民館や図書館と、学校との連携を強化し、児童・生徒の学習成果の発表の場を充実します。これらにより、教育に参画する市民の意識の醸成を図ります。

ア 地域学校協働活動推進員の配置

- 市内公立小・中学校全校に設置した「地域学校協働本部」により、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働しながら地域の特色を生かした教育活動を推進し、多様な学習支援を行えるよう支援します。また、学校と地域を結ぶ地域学校協働活動推進員を全小・中学校に配置し、学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を推進します。【教育指導課】 1-(8)ア再掲

イ 地域、団体、企業、大学との連携による学校教育の実現

- 全中学校において職場体験学習を、多摩商工会議所をはじめとする市内公共機関や民間企業からの協力の下に、実地体験とオンラインでの職業講話等を組み合わせるなど工夫して実施します。各中学校における職場体験の取り組み成果は、職場体験の報告資料の

配布により、受入れ事業所等に広く周知します。また、継続した職場体験事業の実施に向けて、資料等を通じて職場体験の成果を説明します。【教育指導課】

- 英語教育や特別支援教育、ICTの活用、不登校対策等、喫緊の教育課題等について、多摩市近隣の大学や関連企業等の協力を得ながら、研修や検討及び授業等の実践を進めます。【教育指導課】
- 「多摩市ESDコンソーシアム連絡会」を12月までに開催し、多摩市のESDの目指す方向性や課題、各校や各団体の取り組みを共有するとともに、学校での地域性を生かした特色ある取り組みを展開するための支援、並びにESDを通じた児童・生徒の学びを社会につなぐための方策等について協議します。【教育指導課】1-(2)イ再掲
- 各中学校区においてESDを通して育成する資質・能力の段階表を作成し、義務教育9年間で育む資質・能力を明確にして、総合的な学習の時間を中心とし、SDGsを踏まえたESDを充実・発展していきます。コンソーシアムの機会に加え、定例校長会やESD担当者対象の教員研修等で共有する機会を設け、さらなる地（地域）、産（企業）、学（大学）、官（行政機関）との連携の下での、ESDの視点による教育活動を一層推進します。【教育指導課】1-(2)ア再掲

ウ 公民館、図書館と学校との連携

- 公民館と学校との連携により、公民館施設を活用した学校活動の紹介や、イベント事業の場などを通じて、児童・生徒の学習成果を紹介する機会を設けます。【公民館】
- 第三次多摩市子どもの読書活動推進計画に基づき、児童・生徒及び学校図書館の読書活動発表の場の充実に努めます。【図書館】

(3) 教育委員会からの積極的な情報発信と意見交換の場づくり

教育委員会では、広報紙やホームページなどを通じて、教育活動や教育委員会の取り組みに関する情報を積極的に発信します。

また、教育委員による教育訪問の際や教育委員会とPTA連合体による意見交換などを通じて、教育委員会の取り組みや児童・生徒に対する教育などについて保護者の理解、関心を高めるとともに、教育委員会や学校と保護者との信頼関係を深めていきます。

ア 教育委員会の事業や施策の情報発信

- 「多摩市教育委員会だより」を発行（奇数月発行）し、教育施策や学校に関する情報、家庭での生活上の注意などを、主に市立小・中学校児童・生徒の保護者に対し周知するとともに、自治会や市内企業などに配布し、教育委員会の取り組みの発信も行います。また、地域と学校が連携・協働した活動を推進していくため、うち1回については、たま広報に教育委員会の取り組みについて掲載し、より広く周知できるよう情報発信に努めます。【教育振興課】

イ 教育委員会、学校、保護者との情報交換の実施

- 市立小・中学校を教育訪問する際に実施する合同懇談会（教育委員と学校、保護者、地域との対話の場。令和6年度は3中学校区で実施予定）において、教育上の課題等に関するテーマについて、意見交換を行います。合同懇談会における意見交換のテーマなどをホームページなどで発信していきます。【教育振興課】
- 小学校PTA連絡協議会・中学校PTA連合体において、保護者と市長・教育長の間で意見交換をする「市長・教育長懇談会」を秋季に開催し、学校や子どもたちに関する身近な話題や今後の教育について、懇談を通して、子どもたちを取り巻く教育環境の向上を目指します。また、「市長・教育長懇談会」の様子を教育委員会だよりなどで発信していきます。【教育指導課】

(4) 教育相談の充実

教育センターにおいて児童・生徒の情緒的、心理的な問題を的確に把握したうえで教育相談をすすめ、子育て総合センターや発達支援室等関係機関と連携しながら、相談内容の解決、改善に努めます。

ア 教育相談機能の充実

○ 児童・生徒の教育的、心理的、情緒的な問題（不登校、いじめ、不適應、学業不振等）について、教育相談、マネジメントチーム、発達支援室が連携し、相談の内容を多角的な視点でとらえながら児童・生徒、保護者、教職員等からの相談に応じます。ケースの特性理解や必要な支援等の情報連携のために学校ハスクールソーシャルワーカー、教育相談員が訪問するほか、発達支援室ケースワーカーと協力してアウトリーチの充実を図ります。また、相談歴の一元化やタイムリーな相談に応じ、さらなる相談支援の充実及び機関間の連携推進のために相談管理システムの導入を進めます。さらに児童・生徒が自ら相談ができるよう、引き続き「c o c o r oカード」を児童・生徒に配布します。

【教育センター】

イ 関係機関との連携による子育て支援

○ 市の発達支援室、子ども家庭支援センター、健康センターや民生委員等の関係機関と適宜連携を図り、保護者の子育てに対する支援を行います。特に発達支援室との連携においては、「発達・教育初回相談窓口」にて、相談内容を多角的な視点でとらえ、適切な支援機関を検討するなど、相談者のニーズを踏まえた円滑な相談を行う体制を構築していきます。【教育センター】

(5) 地域における安全・安心な環境づくり

保護者と学校、地域が連携することにより、子どもが安心して学校生活や地域生活を送ることができる環境づくりを進めます。通学時の子どもが事故や犯罪に遭うことのないよう、通学の安全を保護者や地域が見守る体制づくりを支援します。

ア 通学路の安全対策

○ 全小学校を対象に、PTA、自治会、老人会、防犯協会、交通安全協会等による通学時の見守り活動を支援するために、横断旗やベストなどの必要な消耗品を支給します。また、他の学校の見守り活動を参考に、それぞれの地域での活動に役立ててもらうため、現在各学校で行われている見守り活動の事例について、「つうがくろだより」を通じてPTA等に紹介します。【学校支援課】

○ 保護者や地域が主体となって行う見守り活動をサポートします。【学校支援課】

(6) 家庭の状況を踏まえた経済的な支援

学用品、修学旅行・移動教室・集団宿泊に要する費用、学校給食費など、就学に伴う費用の支援を行うことで、家庭の経済的な状況に関わらず、児童・生徒が安心して学校生活を送り、学習ができるようにします。

ア 就学援助費等の支給

○ 要保護世帯（生活保護受給世帯）及び準要保護世帯（前年の収入が認定基準以下の世帯）を対象に、学用品費、修学旅行・移動教室・集団宿泊に要する費用、学校給食費など、就学に要する費用を支給します。新入学準備金については、小・中学校入学年度の前年度2月に支給し、入学時の経済的負担の軽減を図ります。【学校支援課】

(7) 児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実

児童・生徒一人ひとりの生活、学習上の困難を改善、克服し、その力を高めるため、それぞれの教育的ニーズを把握しながら個々に応じた必要な支援と、一人ひとりを大切にされた適切な指導を行

い、児童・生徒の生きる力を育成します。

そのために、特別支援教育の推進を担う教職員に対して、学習指導、生活指導、進路指導等学校が抱える教育課題を踏まえた研修等を実施し、より一層特別支援教育の取り組みが組織的に行えるようにします。

さらに、学校の要請等に応じ、医療や療育・心理の専門家とともに児童・生徒の発達特性に応じた支援方法や配慮事項等を協議できる場を設けるなど、学校の取り組みを支援します。

また、切れ目のない支援の充実に向け、引き続き就学相談や転学相談などの各種相談事業における保護者等との面談を丁寧に行うとともに、発達支援室や幼稚園・保育所・学童クラブ・小学校等との顔の見える関係を通して、関係機関と積極的に連携し、就学前後及び義務教育終了後においても個々の状況に応じた支援が引き継げる持続的な仕組みの構築を図ります。

取り組みの推進にあたり、令和2年度内に次期多摩市特別支援教育推進計画を策定し、学校・保護者・関係機関への周知を行います。

外国語を母語とする児童・生徒への適応指導やその保護者への支援、または、生活上の福祉的支援が必要な児童・生徒に対する福祉との連携による対応を行うことにより、一人ひとりが安心して学校生活を送り、学習できるようにします。

ア 教員の特別支援教育における専門性向上

○ 特別な支援が必要な児童・生徒に対して適切な指導と必要な支援が行えるように、管理職研修をはじめ、特別支援教育コーディネーター研修や初めて特別支援学級等を担当する教員を対象とした研修を継続します。また、都立特別支援学校の知識と技術を市内小・中学校へ普及させるため、都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、授業相談等、都立特別支援学校教員を講師とした希望校への講師派遣の取組を推進します。【教育センター】

イ 家庭と学校が連携した特別支援教育の推進

○ 小学校就学支援シートの全就学予定者保護者への配布・中学校就学支援シートの全就学予定者保護者への周知をするとともに、高等学校等向けの就学支援シートについても全中学校3年生保護者へ周知し、家庭や学校・関係機関等と連携し、児童・生徒の一人ひとりに応じた支援が引き継がれるよう活用を推進します。【教育センター】

ウ 特別支援教育に関する相談の充実

○ 就学相談や転学相談などにより、一人ひとりの子どもに合った学びの場の決定に向けた支援を行います。特別支援教育の適応等に関する課題の相談を巡回相談等の活用により学校と連携しながら推進していきます。また、年々増加する相談件数に応じて、所員と公認心理師の機能分化と人員体制を整えるとともに、発達支援室との兼務体制を活かした切れ目のない支援を実現するため、さらなる体制の検討を行います。【教育センター】

エ 特別支援教育推進計画の策定

○ 第二次多摩市特別支援教育推進計画（令和3年度～令和7年度）の期間が終了するため令和6年度及び7年度にかけて第三次多摩市特別支援教育推進計画の策定に向けた会議体を設置し、第三次多摩市特別支援教育推進計画（令和8年～令和12年度）の策定を行います。現状の課題や具体的な意見・助言等を得ながら教育委員会として素案を作成します。【教育センター】

オ 外国人家庭への支援

○ 「適応指導（日本語指導）」にて、市立小・中学校へ指導員を派遣し、外国籍や帰国により日本語の理解が不十分な児童・生徒に対して、日本語や学校生活への適応を図るための支援を行います。児童・生徒への取り出し授業による日本語指導のほか、保護者の通訳として、指導員が保護者会等に同席できる取り組みなど、文化の違いに起因する保護者の不安を解消するための支援を引き続き行っていきます。令和5年度に開始したVLP（ヴァーチャル・ラーニング・プラットフォーム）事業に引き続き取り組み、学校や生活に十分に適応できていない児童・生徒の居場所として活用を推進します。【教育

センター】

- 外国語図書（電子書籍を含む）を収集し、日本語を読むのが難しい方にも図書館で情報を得ることができるようにし、生活を支援します。【図書館】

(8) ICT活用のための環境整備

これまで整備してきた教育用ICT機器を授業で効果的に活用する支援を充実します。
また、教職員が利用する校務支援システムに関して、情報セキュリティを担保しながらの運用を図ります。
機器の更新時には国や都の動向を注視しつつ、ICT機器に関する技術革新等を勘案しながら検討します。

ア 学校情報環境整備事業（ICT事業）の充実

- 令和2年度にGIGAスクール構想に則って整備したICT機器・環境を適切に管理するとともに、教育用ICT機器を効果的に活用してもらうための支援（ICT支援員の派遣・効果的な取り組みの周知）を継続的に実施します。【教育指導課】
- 校務支援システムの安定稼働を維持し、教員が効率よく校務を進められるよう支援します。【教育指導課】
- 学校で取り扱う児童・生徒の個人情報適切に保護するため、定期の校内点検や教員研修を通じて、教職員に対する情報モラルやセキュリティ意識の向上に努めます。【教育指導課】
- GIGAスクール構想に則って整備したICT機器が順次保守期限を迎えることから機器の更新準備を開始します。令和6年度は令和7年度当初に入れ替える予定のタブレット端末（一部）の調達や設定を行います。【教育指導課】

(9) 学校施設・設備の安全・安心な環境づくり

学校施設では、市が定める「第二次多摩市ストックマネジメント計画」に基づき、計画的な学校の改修工事を実施し、安全で良好な学習環境を整備します。
また、気候の変動などによる教育環境の大幅な変化への対応を検討します。

ア 計画的な学校施設の改修

- 計画的に進めている大規模改修工事については、鶴牧中学校改修工事（2ヶ年工事の1年目）、大松台小学校改修工事基本・実施設計（2ヶ年委託の2年目）を行います。【教育振興課】
- 今後、小学校体育館の適切な温熱環境を実現するため、熱負荷環境調査を行い必要な熱負荷計算をします。【教育振興課】

イ 新型コロナウイルス感染症への対応

- 各学校において基本的な感染症対策を継続、徹底するために必要となる消毒液を購入することにより、子どもたちが円滑に学校生活を送れるよう支援します。【教育振興課・学校支援課】

(10) 児童・生徒への適切な学習環境の整備

児童・生徒が適切な環境で学習できるような学級人数を実現するため国や東京都の施策に基づいた小学校第1学年等の学級編制を行い、小1問題、中1ギャップへの対応を進めます。
併せて、児童・生徒数が減少傾向にある地域等について、今後の推計も踏まえながら、適切な学級数、児童・生徒が安全に通学できるような通学区域の維持のための検討を進めます。

ア 小1問題・中1ギャップへの対応

- 法令及び東京都の基準に基づき、小学校1・2・3・4・5学年、中学校1学年を35人での学級編制を行います。次年度以降についても、国や東京都の動向を注視し、児童

生徒数・学級数の推計を正確に把握することで、施設整備、教員配置などで適宜対応ができるよう、関係課と連携していきます。令和4年4月1日に施行された、公立小学校の1学級当たりの上限人数を学年ごとに順次35人に引き下げる義務教育標準法の改正、及び都の学級編制基準の改正を踏まえ、学級編制を行う予定です。【学校支援課】

(11) 学校における働き方改革の推進

新学習指導要領（平成29年度告示）の確実な実施など、学校教育の変革が求められる中、教員の長時間労働の実態は看過できない状況です。そのため、学校における働き方改革推進プランを策定し、教員の意識改革や業務の見直し、人的支援などによる教員の長時間労働の改善に取り組み、子どもたちへの効果的な教育活動につなげていきます。

ア 学校における働き方改革の推進

- 「多摩市立学校における働き方改革推進プラン」の内容に基づき、タイムレコーダーを通して、管理職が教員の在校時間を客観的に把握し、現状を踏まえた対応策をはじめ、各校における働き方の改善のための重点目標等を管理職が自己申告書に明記します。また、その取り組み状況について、ヒアリングにより確認するなどして、管理職及び教員の勤務時間を意識した働き方改革を推進します。【教育指導課】
- 部活動については、市内全中学校へ中学校の部活動支援のための「部活動指導員」等を引き続き配置するとともに、学校に適切な休養日の設定の徹底を定例校長会等で継続して働きかけ、教員の負担軽減や在校時間の短縮を図ります。【教育指導課】
- 市内全校で学校事務の共同実施を行い、学校事務の見直し及び、副校長や教員の事務の負担軽減を図ります。また、市内全校に「スクール・サポート・スタッフ」を引き続き配置し、授業準備等をサポートして教員を支える人員体制を確保します。【教育指導課】
- 昇任2年目までの副校長の負担軽減をするため、多摩市の会計年任用職員（副校長補佐）を令和6年度も引き続き配置できるよう職を設置（都の補助限度内での配置）します。【教育指導課】
- 各校に長期休業期間中における学校閉庁日を5日間設定させるなど、教員の夏季休暇等の取得の促進を図ります。また、教育委員会は、家庭・地域へ教員の勤務時間等に係る情報について、教育委員会だよりなどを通じて継続して周知し、地域・家庭の理解及び協力を得た取り組みを推進します。【教育指導課】
- 働き方改革の観点から、教育委員会各課及び市役所関連部で実施している研修の内容や回数、時間設定等を精査し、オンラインを効果的に活用するなど実施回数の削減や時間の短縮を推進します。【教育指導課】
- 教育課程の編成・実施に当たっては、教師の働き改革に配慮し、標準授業時数を大きく上回った授業時数を実施することがないように指導したり、学校行事の精選や実施方法の工夫を推進したりすることにより、教師の時間外勤務の増加につながらないように指導します。【教育指導課】

5 「社会教育」と「家庭教育支援」の充実

(1) 社会教育の振興

社会教育施設において、学習機会、活動場所、学習成果の発表の場の提供など、市民の学習活動を支援することで、学習活動の活性化や地域の相互交流を促し、生涯学習の振興を図ります。

また、公民館や図書館などの社会教育施設で行われる講座やイベント情報などの学習情報を効果的に発信します。

ア 市民活動の支援による生涯学習の振興

- 生涯学習の振興を図るため、市民企画講座など市民の学習活動を支援します。また、永山フェスティバル、V I T Aふれあいまつりなど市民団体が中心となった事業を共催して開催することで、団体間の交流や地域の活性化につながる支援をしていきます。【**公民館**】
- 関係課と連携し、地域課題解決のための講座やイベントに関連する図書の特展を実施するとともに、関連する図書の購入を積極的に行い市民の理解促進を図ります。【**図書館**】
- 第三次多摩市子どもの読書活動推進計画に基づき、おはなし会等ボランティア団体の活動の支援を行います。【**図書館**】
- 市民企画の講座、イベントなどを中央図書館の活動室やラーニング commons の特性を活かして実施し、市民の生涯学習を振興していきます。【**図書館**】

イ 学習情報の効果的な発信

- 「公民館通信」を年6回発行し、公民館で開催する講座やイベント情報、事業の報告などを周知します。また、小学生や保護者が対象となる講座等については「多摩市教育委員会だより」への掲載等をはじめ、さまざまな媒体を用い周知を図ります。【**公民館**】
- 関係課と連携し、地域課題解決のための図書の特展、中央図書館の活動室等での講座、イベント実施により、市民への情報提供に取り組みます。【**図書館**】
- 図書館の活動を「やまばと通信」等の紙媒体、図書館ホームページ、多摩市公式 SNS など、様々な手法により効果的に情報発信します。【**図書館**】
- 中央図書館では、館内に設置したデジタルサイネージを活用し、講座やイベント情報などの学習情報を効果的に発信していきます。【**図書館**】

(2) 家庭教育や子ども理解に関する学習機会の充実

多様化する家庭環境に対して、地域全体で家庭教育を支えることが求められています。子育ての中で保護者が孤立することのないよう、家庭教育に関する講座を実施し、知識を得るとともに仲間づくりができるような場を提供します。また、保護者と学校等が連携して企画実施する家庭教育に関する講座の開催を支援します。公民館や子育て関係機関等が連携し、課題を共有しながら地域で子どもの理解を図る学習機会を設け、地域の教育力の向上を図ります。

絵本の読み聞かせなど親子が一緒に体験できる講座を実施し、豊かな心を育みます。

さらに、児童・生徒の望ましい生活習慣づくりへの支援のほか、家庭における学習習慣の確立や家庭教育の支援などについて、広報紙やホームページで情報発信するなど継続的な支援を行います。

ア 家庭教育、子育て支援に関する事業の実施

- 小・中学校、幼稚園、保育園、公共施設を活用し「家庭教育学級・講座」を実施します。オンラインを活用するなど多様な方法での開催を提案し、乳幼児期・小中学生の子どもを持つ保護者の子ども理解につながる学びの機会を充実させることで、家庭教育力の向上を図ります。【**公民館**】2-(5)ア再掲
- これまで子育て期の保護者の課題を捉え共催事業を年1回行っていましたが、開催時期や事業内容等について小学校PTA連絡協議会と検討していきます。【**公民館**】2-(5)ア再掲
- 家庭教育・子育てを支援する講座として、家族や人との関わり方などが学べる講座や、子育て中の母親を主な対象とし、参加者同士が悩みを共有しながら、これからの生き方などを考える継続した学びの講座などを実施します。【**公民館**】2-(5)ア再掲
- 保育室を毎月定期的に開放し、乳幼児の遊び場として自由に利用してもらうことにより、子育て期の親同士が集い、相互に情報交換ができる場や子育てに関する情報提供を行う場とします。また、コーディネーターによって、日頃の子育ての悩みなどを気軽に話せる場を定期的に作ります。【**公民館**】2-(5)ア再掲

イ 読書活動の推進

- 関係課が開催する子育てや子どもの理解を深める講座に関連するテーマ展示、図書（電子書籍を含む）購入を図書館で行い、市民の理解促進を図ります。【図書館】
- 健康センターにおける3ヶ月健診受診者を対象とした「ブックスタート 多摩市絵本かたりかけ事業」（月2回）を継続し、また、その後の切れ目ない読書支援の一環として、幼稚園・保育園へ本のセット貸出（配送）を実施します。【図書館】
- 中央図書館は、親子での読み聞かせやお話ししながら本が選べる親子利用のしやすい開架エリアとしたことから、おはなし会や絵本・児童書の紹介展示などにより、子どもの読書活動を振興していきます。【図書館】

ウ 生活習慣、家庭教育に関する情報発信

- 家庭教育・子育て関係係長会議を開催し、家庭教育等に関する課題を共有することで、地域子育て支援拠点をはじめとした関係機関に、広く情報を提供し家庭への支援を行います。【教育振興課・公民館】 3-（6）ウ再掲
- 多摩市公立小学校、中学校それぞれのPTA連合体に対し、研修会や全体会等の会議に参加することにより、児童・生徒に関わる課題等の情報を共有するとともに、行政情報を提供します。また、連合体へ事業費を補助するなど、各連合体で効果的な活動ができるよう支援するとともに、各校PTA役員が交流し学びあえる場を提供します。【教育指導課】 3-（6）ウ再掲
- 家庭教育等に関する課題など、家庭教育・子育て関係係長会議で共有した情報をより地域に発信できるよう、公民館の場を提供します。【公民館】

(3) 誰もが学べる学習環境の整備・充実

学校教育との連携と市民の「ふるさと多摩」意識の醸成の拠点となる（仮称）文化財郷土資料室を旧北貝取小学校跡地に整備するとともに、豊富な資料・情報を揃え、知の地域創造の中核を担う中央図書館を多摩中央公園内に整備し、誰もが学べる学習環境の充実を図ります。

ア 誰もが学べる学習環境の充実

- 多摩市の歴史や文化財を身近に体感することができる「多摩ふるさと資料館」で、「展示室2」に土器等の解説設置や、文化財の保管、収蔵展示及び文化財を利用した体験学習、小学生の夏休み期間にあわせたイベントの実施、情報発信等を行い、事業の更なる充実を図ります。【教育振興課】
- 多摩ふるさと資料館の見学時にデジタルアーカイブを活用した解説や体験学習に向けた準備と、過去に撮影した多摩市の貴重な映像記録を市民に公開するため、令和5年度にデジタル化を行った文化財記録映像を基に5分程度の映像作品を10本製作し、公開に向けた準備を行います。【教育振興課】
- 中央図書館では、誰もが学べる学習環境の充実を図るため、多様な座席を整備するとともに、豊富な蔵書を揃えていくため、開架20万冊以上・閉架35万冊を目途に蔵書の充実を図ります。また、関戸、永山図書館への公共Wi-Fiの設置を進めます。【図書館】

(4) 文化・歴史学習の充実

多様な文化や芸術にふれることにより、豊かな情操を養うとともに、教養の向上を図ります。文化財資料や郷土資料を活用するとともに、各種の講座・事業を通じて、次代を担う子どもたちをはじめ、広く市民が伝統文化や郷土の歴史に触れるなど学ぶ機会を充実させ、地域への関心、愛着をもつことを目指します。

ア 文化・芸術学習の充実

- 関戸公民館にある茶室を活用した親子を対象とした茶道教室を実施するほか、子どもた

ちが身近に音楽や演劇などに触れる機会ができるよう、地域の団体などと連携し場の提供をおこなっていきます。【公民館】

イ 郷土の歴史や文化財に対する学習機会の充実

- 令和4年4月に開館した多摩ふるさと資料館や旧多摩聖蹟記念館、古民家などの文化財施設を会場に、所蔵している資料を活用した企画展示や講座を開催します。また、多摩市の貴重な文化財を市民と共有し、後世に継承するために、鶴牧西公園隣接の国登録有形文化財「川井家住宅主屋」及び「旧川井家住宅土蔵」の保存活用に向けた計画策定に着手します。【教育振興課】
- 東京都埋蔵文化財調査センターとの共催による文化財講演会、都立桜ヶ丘公園との共催事業など、関係機関や庁内関係課と連携した事業を実施します。【教育振興課】
- 多摩市にまつわる歴史について、パルテノン多摩学芸員等との連携をより一層深化させ、郷土史に係る講座を実施し、地域の歴史・文化の理解に努め、地域の愛着の醸成に努めます。また、講座を通して市民同士の交流を図るとともに、ICTを活用した取り組みも行っています。【公民館】2-(5)才再掲

(5) 地域活動の支援

生涯を通して自ら学び、社会参画できる機会の充実を図るとともに、地域コミュニティの維持・活性化など、新たなまちづくりにつながるよう、社会的課題や地域課題などを啓発する講座・事業等を実施し、地域の教育力の強化を図ります。

特に公民館においては、コミュニティセンター、地域福祉推進委員会や児童館等の施設との連携事業を拡充し、地域の多様な担い手による地域の支え合い活動を支援していきます。

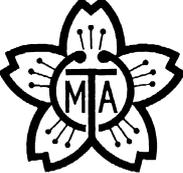
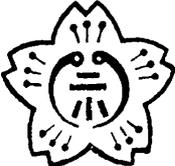
また、地域活動の拠点の一つとして、学校教育に支障のない範囲で学校施設の開放を進め、スポーツ活動やその他多種多様な活動を行っている地域団体を支援します。

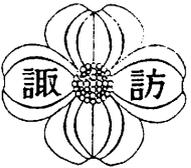
ア 地域活動の支援

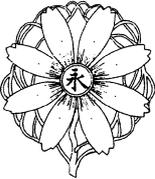
- 地域の活動団体や市長部局と連携し、コミュニティセンター等地域の拠点施設を中心に講座を開催します。地域課題等「学びを共有」する場づくりから、地域活動へのきっかけづくりができるよう支援していきます。【公民館】
- 学校開放施設ごとに設置される学校開放施設連絡協議会と学校及び教育振興課が使用時間の調整等を行い、学校施設等を団体の活動の場として開放することにより、地域活動を支援します。【教育振興課】

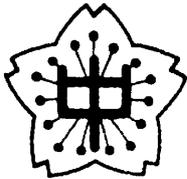
V 市立小・中学校 教育目標

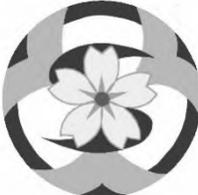
(令和6年7月1日現在)

学校・校長名	教育目標
 <p>多摩第一小 木下 雅雄</p>	<p>人間尊重の精神を基調とし、未来を切り拓く資質・能力の育成と児童の人間として調和のとれた育成を目指し、次の教育目標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎自ら考え行動できる子 ○自ら学ぶ子 ○思いやりのある子 ○健康な子
 <p>多摩第二小 井戸 しのぶ</p>	<p>人権尊重の精神を基盤として、思いやりと規範意識を高めるとともに、社会の変化に対応できる確かな学力を身に付けた、心身ともに健康で個性と創造力豊かな児童の育成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○考える子...基礎学力を確実に身に付け、自ら学ぼうとする意欲が高い児童 自ら考え、他者と意見を交流し、学んだことを実生活で生かすことができる児童 ◎思いやりのある子...優しさや寛容の心をもち、互いの人権及び個人の選択や志向を尊重できる児童 ○元気な子...健康な心と体を持ち、自分の目標に向かってチャレンジする児童
 <p>多摩第三小 坂野 真貴子</p>	<p>生きる力としての「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」がバランスよく身に付いた「輝く三小の子」を目指し、以下の目標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○かしこく [自ら学び考え、行動する個性と協働して解決する創造力豊かな子供] ◎正しく [互いの人権を尊重し、思いやりと規範意識のある子供] ○たくましく [心身ともに健康で、人のかかわりの中で共に生きていく子供] <p>本年度は『正しく』を重点目標として、特に特色ある教育活動の実践を通して、児童の資質・能力を育成し目標に迫る。</p>
 <p>連光寺小 関口 寿也</p>	<p>人権尊重の精神を基盤とし自ら考え学ぶ力を身に付け、持続可能な社会の担い手として主体的に生きる人間としての資質・能力・態度を高めるために、次の目標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎考えてやりぬく子 ○明るく思いやりのある子 ○たくましくじょうぶな子
 <p>北諏訪小 岡 芳弘</p>	<p>憲法・教育基本法の精神を踏まえ、人権尊重と安全第一を基本とし、知性・感性・徳性に富み、心身ともに健康で生涯にわたって自ら学び続ける態度と能力の基礎を培う教育を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎考える子ども (進んで取り組み、思考力・表現力を高め、最後までやり抜くことのできる確かな学力を育む) ○思いやる子ども (互いの良さを認め、自己を見直し、思いやりのある行動のできる豊かな心を育む) ○きたえる子ども (めあてをもって、取り組み続けることのできる強い意志と健やかな体を育む)

学校・校長名	教 育 目 標
 <p>東 寺 方 小 伊 藤 智 子</p>	<p>人権尊重の精神に基づき、これからの社会に主体的に対応し、国際社会に貢献できる、心身ともに健康で人間性豊かな児童の育成を目指す。この目標を達成するため、次の教育目標を設定する。</p> <p>◎たくましい子 ○おもしろい子 ○かんだる子</p>
 <p>南 鶴 牧 小 森 信 行</p>	<p>子どもたちの豊かな人間性の伸長を図るとともに、21世紀を生きる人間としての資質・能力を高めるために、次の教育目標を設定する。</p> <p>◎かしこく ○なかよく ○たくましく</p>
 <p>聖ヶ丘小 高 藤 浩</p>	<p>日本国憲法・教育基本法・学校教育法の精神を尊重し、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童を育成する。</p> <p>○考える子 自分で選び、判断し、考え、意思決定できる児童 ○助け合う子 自他を大切にし、互いに力を合わせ、支え合うことに喜びを感じる児童 ○元気な子 心身共に健康で、元気な児童</p>
 <p>西 落 合 小 久 保 明 彦</p>	<p>憲法・教育基本法の精神を尊重し、自主性と創造性に富み、平和的な国家及び社会の形成者として、人間性豊かで、思いやりのある、心身共に健康な児童を育成する。</p> <p>◎考える子（社会適応力） 自ら学ぶ意欲をもち、時代の変化や社会の要請に対応できる力を育てる。 ○助け合う子（人間形成力） 生命尊重を基盤として、互いの人格を尊重し合い、豊かな人間性を育てる。 ○元気な子（行動実践力） 自らすすんで、健康の保持・増進及び体力の向上を図る能力と態度を育てる。</p>
 <p>大 松 台 小 森 田 康 之</p>	<p>憲法及び教育基本法に基づき、人間尊重の精神を基調とし、豊かな感性をはぐくみ、生涯にわたって自ら学び続ける態度と能力の基礎を培う教育を推進するために、次の教育目標を設定する。</p> <p>○すすんで学ぶ子（自ら学び、課題を追究する子） ◎思いやりのある子（他者との関わりの中で認め合い、共に生きる子） ○たくましい子（自分のことを知り、前向きに粘り強く行動する子）</p>
 <p>諏 訪 小 齋 藤 幸 之 介</p>	<p>人や自然を愛し、知恵や勇気、強い体を養い、豊かに生きる力をもつ児童を育成する。</p> <p>◎かしこく 広く学び、深く考えよう ○やさしく 共に感じ合い、認め合おう ○たくましく 体をきたえ、元気に過ごそう</p>

学校・校長名	教育目標
 <p>永山小 向井 美紀</p>	<p>人間尊重の精神を基盤とし、多様性を認め、平和な社会の創り手となるため、社会の変化に応じて生じるさまざまな課題に主体的に向き合い、感性を働かせ、他者と協働し、新たな解決策を生み出すことのできる資質・能力の育成を目指し、次の目標を設定する。</p> <p>「◎学び合い ○心豊かに ○たくましく」</p>
 <p>瓜生小 池田 泰章</p>	<p>人権尊重の精神を基調とし、主体的に学び、人間性豊かで、心身ともに健康でたくましく生きる児童の育成を目指し、次の教育目標を設定する。</p> <p>◎すすんで学ぶ子（問題解決力の育成） ○思いやりのある子（人間関係調整力の育成） ○きたえる子（実践力の育成）</p>
 <p>東落合小 大津 嘉則</p>	<p>人権尊重の精神に基づき、広く国際社会に貢献できる心身共に健康な児童を育成する。そのために、「協調性」「問題発見・解決力」「実践力」の資質・能力の育成を目指し、次の教育目標を設定する。</p> <p>21世紀をたくましく生きる 東落合小学校の子供たち</p> <p>○やさしく（心豊かで 思いやりや感謝の気持ちをもつ子） ◎かしく（自ら学び、考え、表現する子） ○たくましく（心身共に健康で 最後まで頑張る子）</p>
 <p>貝取小 鈴木 純一郎</p>	<p>人権尊重の精神を基調とし、自他の生命を尊び、知・徳・体の調和のとれた明朗で健康な人間形成を目指して、次の教育目標を設定する。令和6年度は「考える子」を重点目標とする。</p> <p>◎考える子（進んで学び、深く考え、行動できる子） ○思いやりのある子（互いに理解し合い、多様な他者と協力し合って仲良くする子） ○努力する子（最後までねばり強くやりとげる子） ○体力のある子（進んで体力の向上を図り、健康や安全に気をつける子）</p>
 <p>豊ヶ丘小 佐藤 真澄</p>	<p>関係法令に基づき、東京都教育委員会及び多摩市教育委員会の教育目標、並びに第2次多摩市教育振興プラン、地域や保護者の願い、児童の実態を踏まえ、人権尊重の精神を基調とし、児童の人間として調和のとれた育成を目指して次の教育目標を設定する。</p> <p>◎実行する子 ○思いやりのある子 ○健康な子</p>
 <p>愛和小 水野 裕司</p>	<p>人権尊重の精神を基調として、広く社会において信頼と尊敬が得られる、心身ともに健康で自ら考え判断して実践できる児童の育成を目指し、以下の教育目標を設定する。</p> <p>○考える子 すすんで粘り強く学び 協働し高め合う児童 ◎思いやる子 生命を敬い 心豊かによりよく行動する児童 ○健やかな子 心も体もたくましく 体力向上に努める児童</p>

学校・校長名	教育目標
 <p>多摩中 福田 洋一</p>	<p>伝統を重んじ、自他を尊重するとともに、新しい価値を創造し、グローバル社会で活躍できる人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自立 「確かな学力」の育成 ○共生 「豊かな心」の醸成 ○創造 「実践力」の向上
 <p>東愛宕中 竹田 和彦</p>	<p>東京都教育委員会及び多摩市教育委員会の教育目標を受け、また本校の生徒や地域社会の実態を踏まえて学校の目標を次のように設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 深く考え、みずから学ぶ人 ○ 心ゆたかで、すこやかな人 ◎ 自他を敬愛し、協力する人
 <p>和田中 生田目 将</p>	<p>「自立と共生」 ～良好な学習集団のもとで、持続可能な社会の創り手を育てる～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自らの決断により、責任ある言動を実践し、たくましく生き抜く力 ○他者を認め、違いを尊重し、相互に理解し、支え合う力
 <p>諏訪中 齊木 伸郎</p>	<p>◆教育目標 未来を切り拓く諏訪中生 ○意欲 ◎共生 ○健康</p> <p>◆目指す生徒像 「2050年の大人づくり」を目指し、21世紀を生き抜く人を育てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自ら学び、探究し、課題を解決しようとする人 ◎豊かな心を持ち、自他を尊重する人 ○心身ともに健康で、社会に貢献できる人
 <p>聖ヶ丘中 矢野 尚子</p>	<p>人権尊重を基調とし、健康で人間として調和のとれた個性豊かな生徒を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○心身ともに健康で実践力のある生徒 ○深く考え進んで学ぶ生徒 ○人や物・自然を大切にする生徒
 <p>鶴牧中 森田 剛</p>	<p>ゆとりとうるおいのある環境を生かし、心豊かでたくましい人間の育成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎創造性に富み実行力ある生徒 ○自他敬愛の心を持ち奉仕する生徒 ○心身ともに健康で活気に満ちた生徒
 <p>多摩永山中 佐藤 信雄</p>	<p>自らを律し、自分の生き方を創造することのできる人間性豊かな生徒の育成をめざす</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎よく考え、知性を磨く生徒 ○協力し合い、思いやりのある生徒 ○健康で心身を鍛え合う生徒 ○自ら実践し、創造する生徒

学校・校長名	教育目標
 <p>落 合 中 権藤 義彦</p>	<p>社会の変化に柔軟に対応できる、個性豊かな人材を育成するために、生徒一人一人に「生きる力」を育む。また、環境や資源を守り、世界の平和を願う信念を培うとともに、心豊かに成長することを願い、次の教育目標を定める。</p> <p>○慈愛 ○自主・自律 ○創造</p>
 <p>青 陵 中 岩崎 紀美子</p>	<p>人権尊重の精神に基づき、持続可能な社会の創り手としての生きる力を育成することを目指し、以下の目標を定める。</p> <p>◎自ら学ぶ力 ○共に生きる心 ○心身の健康</p>

※ ◎は重点目標

乞田にあった多摩小学校の第一分校(多摩幼稚園としても使用していた)の校舎
多摩市デジタルアーカイブ (多摩市所蔵資料)



VI 教育予算

1 教育予算の概要（令和6年度予算）

(1) 当初予算 主な事業

(単位：千円)

事業名	事業費	事業概要
学校管理運営費 (小学校) ※教育振興課	414,038	小学校17校の施設維持管理のための機械警備等各種委託、維持補修工事及び管理上の経常経費として光熱水費・電話料等の支払により学校管理上の教育環境の整備を図る。
教育振興運営費 (小学校)	83,479	小学校17校の授業に必要な消耗品及び教科用備品等の購入により、教育指導上必要な教材等の充実を図る。
特別支援学級運営費 (小学校)	5,889	特別支援教育の充実と発展のため指導上必要な消耗品・備品等の購入により、特別支援教育指導の教材整備を図る。
小学校施設整備事業	83,547	大松台小学校改修工事基本・実施設計（2ヵ年委託の2年目）、多摩第三小学校建設用地拡張支援業務委託（2ヵ年委託の2年目）、永山小学校中水ポンプ更新工事等を実施する。 その他、良好な教育環境を整備するため、小規模な改修工事等を実施する。
学校管理運営費 (中学校) ※教育振興課	241,055	中学校9校の施設維持管理のための機械警備等各種委託、維持補修工事及び管理上の経常経費として光熱水費・電話料等の支払により学校管理上の教育環境の整備を図る。
教育振興運営費 (中学校)	57,820	中学校9校の授業に必要な消耗品及び教科用備品等の購入により、教育指導上必要な教材等の充実を図る。
特別支援学級運営費 (中学校)	3,662	特別支援教育の充実と発展のため指導上必要な消耗品・備品等の購入により、特別支援教育指導の教材整備を図る。
中学校施設整備事業	801,274 (通次繰越後) 950,615	鶴牧中学校改修工事（2ヵ年工事の1年目）、多摩中学校情緒固定級空調機設置工事、落合中学校校内舗装補修工事等を実施する。 その他、良好な教育環境を整備するため、小規模な改修工事等を実施する。 (継続費__通次繰越・繰越明許費を伴う事業) 国の令和5年度当初予算の国庫補助金の内定を受け、令和5年度3月補正で計上し、全額を令和6年度に繰り越したもの（鶴牧中学校改修工事（2ヵ年工事の1年目））
文化財保護審議会費	778	多摩市教育委員会の附属機関として、市指定文化財の指定及び解除、文化財の保存及び活用に関する重要事項、その他教育委員会が必要と認める事項等について調査審議し、これらの事項について教育委員会に建議する。
文化財保護事業	12,963	文化財の収集・保存・記録化、調査、公開・活用等を図る。 国登録有形文化財「川井家住宅主屋・旧川井家住宅土蔵」の保存活用計画策定に向けた各種調査、検討等を実施する。 また、都指定史跡「稻荷塚古墳」の暫定整備や、過去に撮影した文化財記録映像の要約版作成、天然記念物の保存措置、東京都埋蔵文化財センターとの共催による講演会等を実施する。

事業名	事業費	事業概要
埋蔵文化財発掘調査事業	8,437	市内の埋蔵文化財について保護・保存を図り、記録化等により後世に伝えるとともに、地域の歴史資料として供することを目的とし、開発行為等に伴う市内遺跡の試掘・確認調査等を実施する。
古民家管理運営事業	20,149	市指定有形文化財である旧有山家の他、旧加藤家、旧富澤家を含めた3棟の古民家の管理運営を行うとともに、古民家を活用した展示事業等を実施する。 また、鶴牧西公園内の国登録有形文化財の維持管理や、旧富澤家の維持補修工事を実施する。
旧多摩聖蹟記念館管理運営事業	13,614	市指定有形文化財である旧多摩聖蹟記念館の管理運営、展示会の開催、ギャラリーの貸出を行い、特色ある施設として周知していく。 また、市民団体との共催による自然観察会、植物写真展示、広報誌の発行等の事業を実施する。
子ども体験事業	563	子どもたちが自主的・自発的に自然体験や野外活動ができる場の提供を目的として、子ども体験事業を実施する。 また、子どもたちの野外教育・体験活動の担い手養成を目的としてキャンプインストラクターの資格を取得することができる自然体験活動指導者養成講座を並行して実施する。
学びあい育ちあい推進審議会費	1,078	多摩市教育委員会の附属機関として、社会教育の振興及び社会教育と学校教育の連携を図るとともに、教育基本法に規定する生涯学習の理念を踏まえ、教育活動に関わる全ての市民の心身ともに健やかな成長に資する教育行政を推進するため、公民館事業等に対する助言や教育委員会の諮問に応じて調査審議し答申するほか、必要に応じて教育委員会に提言する。
多摩ふるさと資料館管理運営事業	16,154	文化財の保管、収蔵展示、文化財を活用した体験学習、情報発信等を通じて、郷土の文化に対する市民の理解促進を図り、後世に継承することを目的とした「多摩ふるさと資料館」の管理運営、展示会等を開催する。
八ヶ岳少年自然の家管理運営事業	74,272	八ヶ岳の雄大な自然の中で心身ともに健全な児童・生徒の育成を図ることを目的として、宿泊及び様々な自然体験学習を提供する。
学校開放費	88,496	学習、文化及びスポーツなどの活動の場として、学校教育に支障のない範囲で学校施設等を開放し社会教育の振興を図る。
クラブハウス管理運営費	5,545	
永山公民館管理運営費	212,234	永山公民館及びベルブ永山内の公共施設機能を良好に維持するとともに、市民の広範かつ多様な活動に対応できる拠点施設としての公民館の機能を発揮する運営を行う。
関戸公民館管理運営費	144,687	関戸公民館及びヴィータ・コミュニェ内の公共施設機能を良好に維持するとともに、市民の広範かつ多様な活動に対応できる拠点施設としての公民館の機能を発揮する運営を行う。
学級・講座等社会教育事業	7,158	多様な市民の学習要望や学校教育を支援する各種事業を実施するとともに、市民の自主的・組織的活動の支援を行う。

事業名	事業費	事業概要
図書購入事業	59,117	だれもが気軽に利用できる図書館サービスの実現のため、図書、雑誌、新聞等の資料を購入する。また、学校図書館への支援として調べ学習等の資料を充実させる。
図書館運営経費	330,775	図書館の施設管理を行い、サービスの向上を目指し、効率的で効果的な運営に努めるとともに、多摩市読書活動振興計画に基づき、読書活動の振興及び読書活動を支える運営に取り組む。
障がい者サービス事業	2,045	図書館利用が困難な障がい者等の読書要求に応え、サービスを提供する。障がい者等用情報機器の活用を進め、様々な障がいのある方の読書環境の向上を図る。
通学路安全対策事業	15,362	児童・生徒の通学上の安全を確保するため、ランドセルカバーや道路表示等の消耗品の購入、防犯カメラの維持管理や通学路の安全整理業務委託、その他通学の安全対策を行う。
就学援助費	44,554	家庭の経済的な理由により、就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費等の一部を補助する。
特別支援教育児童生徒就学奨励費	11,876	心身に障がいのある児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じて就学奨励費を支給し、障がい児教育の振興を図る。
保健管理運営費 (小中学校保健衛生費)	123,975	学校教育法、学校保健安全法に基づき、多摩市立小中学校における児童生徒及び教職員の健康診断、環境衛生検査等を実施し、健康増進と環境衛生の向上を図る。
学校給食センター運営費 (南野調理所、永山調理所、旧永山第一学校給食センター)	738,417	児童・生徒の健康増進や食育に資するため、安全安心で栄養バランスのとれた給食を安定的に提供できるよう、給食センターの管理運営を行う。また、栄養士による学校における食に関する指導を積極的に行い、食育の推進をさらに充実させる。 南野調理所・永山調理所の調理等業務、小・中学校の給食配膳業務を引き続き民間給食事業者へ一体的に委託する。また、給食センター建設に向け、候補地の比較検討や基本計画策定するための業務委託をする。給食残さ等のリサイクル事業に取り組む。
学校情報環境整備事業	423,405	「子どもたちにとってわかりやすい授業の提供」、「教員の校務・教務負担の軽減」を達成するため、小学校・中学校の情報環境の活用・推進を図るとともに、教員の負担軽減を図る校務支援システムの管理を行う。 児童・生徒一人1台のタブレット端末の活用を推進し、ICTを活用して個別最適化された学びの実現を図る。 また、校務支援システムを管理し、円滑な業務環境の強化と維持に努める。

事業名	事業費	事業概要
教育指導経費	272,054	<p>教育活動指導員(ピアティーチャー)を学校の規模及び実情に応じ配置し、特別支援教育等に関わる支援のため、児童・生徒一人一人の実態に即して細かく対応していく。</p> <p>また、学校図書館司書を全校に配置し、読書指導を実施する(予算は人事課で計上)。さらに、スクールサポートスタッフを学校規模に応じ配置し、教員の事務に関わる支援を実施し、教員の業務負担軽減を図る。</p> <p>専科教員の配置のない小学校の水泳授業について、天候に左右されない温水プール(公営・民間)を活用し、児童への安全に配慮するとともに専門指導員による水泳指導を市内小学校全校で実施する。</p>
子どもパートナー事業	270	不登校及び学校生活において支援が必要となる児童・生徒に対して、学校や保護者と関係機関が連携して援助する。
学校管理運営費 (小学校) ※教育指導課	7,150	学校図書館システムのリース及び保守点検。
学校管理運営費 (中学校) ※教育指導課	4,084	学校図書館システムのリース及び保守点検。
地域教育力支援事業 ※教育指導課	16,845	学校・家庭・地域の連携・協働を推進し、子どもの健やかな成長と生きる力を育むため、地域学校協働活動推進事業(地域未来塾を含む)等の施策を展開する。
統括指導主事の配置 (人件費)	—	教育行政の専門職である統括指導主事の人件費。(人事課予算計上)
多摩市立教育センター 運営費(教育センター の運営)	109,843	教育センターの各種事業(教育相談、就学等相談、巡回相談、適応教室、適応指導、特別支援教育の推進等)と諏訪複合教育施設の施設管理を実施し、児童・生徒の健全育成に努め、学校教育の充実と振興を図る。

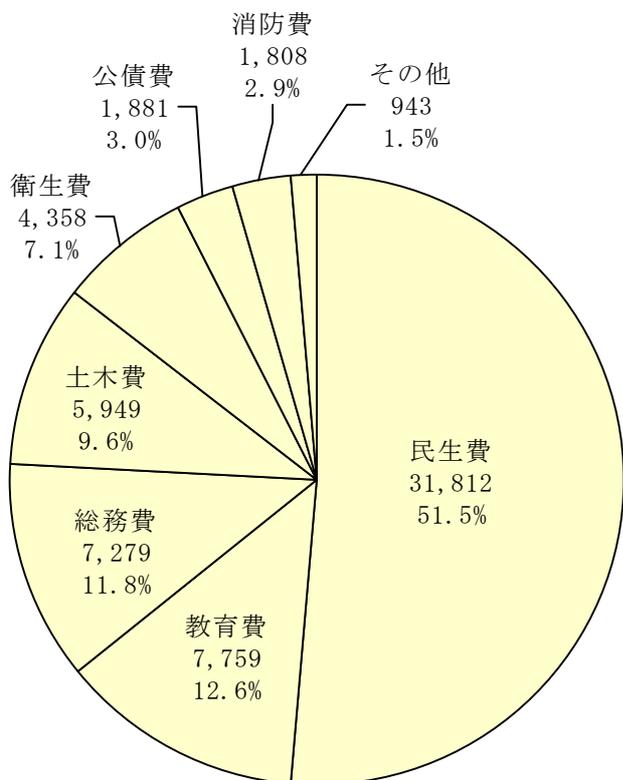
(2) 当初同時補正予算 主な事業

(単位：千円)

事業名	補正額	事業概要
学校給食費無償化に係る経費として 【学校給食費管理事務経費】 【特別支援教育児童就学奨励費】 【特別支援教育生徒就学奨励費】	448,357	多摩市立小・中学校に在籍する児童・生徒を対象に、保護者の学校給食費にかかる経済的負担を軽減するため、学校給食費の無償化を実施する。

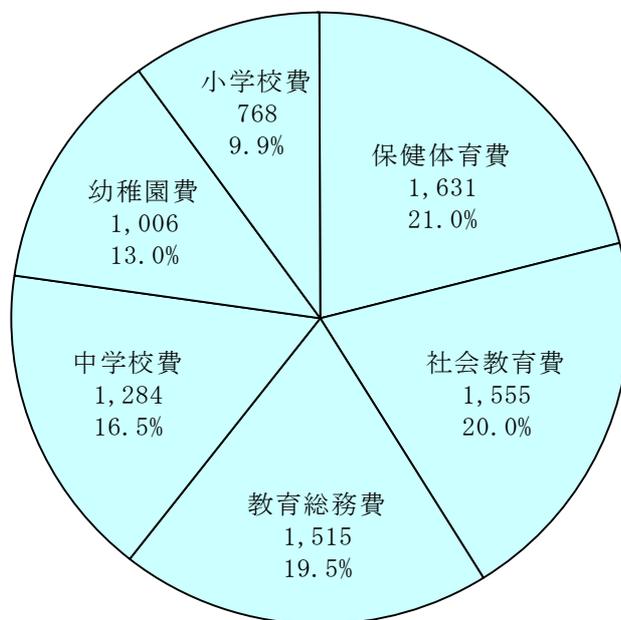
2 市一般会計予算の構成（令和6年度）

（単位：百万円）



3 教育予算の構成（令和6年度）

（単位：百万円）



百万円未満を四捨五入で計算しているため総計とのずれが生じる場合があります。

4 教育予算の推移（当初予算）

（単位：千円）

項目 \ 年度	2	3	4	5	6
一般会計	59,070,000	63,030,000	63,067,000	58,730,000	61,790,000
教育費	9,373,020	9,010,909	11,400,299	6,982,022	7,758,882
教育総務費	1,334,358	1,214,743	1,479,312	1,406,516	1,515,100
小学校費	907,633	908,036	1,451,233	964,303	767,508
中学校費	1,597,770	1,088,736	625,752	571,895	1,283,672
幼稚園費	933,626	896,636	898,700	873,939	1,006,341
社会教育費	2,715,161	3,395,617	5,417,537	1,578,280	1,554,942
保健体育費	1,884,472	1,507,141	1,527,765	1,587,089	1,631,319
教育費の一般会計 予算に占める割合	15.9%	14.3%	18.1%	11.9%	12.6%